

木簡研閱

第三〇号



第三〇号



木
簡
學
會

題字
藤枝
晃
刻

目

次

卷頭言——「木簡研究」第三〇号の刊行に懐う

岩本次郎

目次

凡例

二〇〇七年出土の木簡

概要

奈良・平城宮跡

奈良・平城京跡

奈良・石神遺跡

奈良・安倍寺跡

奈良・大中遺跡

奈良・八王子神社

京都・難波野遺跡

小檜山一良

愛知・今町遺跡

野澤則幸
鈴木正貴

iii

古尾谷知浩
浅野啓介
狭川真一
木場佳子
濱野俊一
鶴見泰寿
引原茂治京都・鳥羽離宮跡
京都・平安京跡右京五条一坊一四町
大阪・玉橋遺跡

兵庫・山野里宿遺跡(四ツ日地区)

三重・志知南浦遺跡

愛知・堅三藏通遺跡

愛知・富士見町遺跡

愛知・平手町遺跡

桐山秀徳・石田和哉

i

吉崎伸
信田真美世・赤松佳奈
島田拓竹田憲治
水野裕之39 37 36 34
3239 37 36 34
3240 39 37 35
3243 42 40 39
32

1

vii

iii

i

愛知・猿作遺跡
 静岡・駿府城内遺跡
 静岡・ケイセイ遺跡
 東京・汐留遺跡
 東京・尾張藩上屋敷跡遺跡
 東京・浅草水住町遺跡
 滋賀・街道遺跡
 滋賀・手原遺跡
 滋賀・八幡東遺跡
 滋賀・塩津港遺跡
 滋賀・国領遺跡
 滋賀・關津遺跡
 舟車・浦畠道路
 長野・東條遺跡
 群馬・上郷岡原遺跡
 栃木・史跡足利学校跡
 山形・梅野木前1遺跡
 山形・服部遺跡

宮腰 健司	46
河合 修	47
石崎 夏実	48
内野 俊哉	49
杉本 源造	50
小俣 悟	51
天石 実	52
石崎 俊哉	53
秋田・岩倉館跡	54
秋田・漆城跡	55
秋田・蕃校明徳館跡	56
福井・福井城跡	57
福井・府中石田遺跡	58
石川・三社町遺跡	59
石川・森ガツコウ遺跡	60
新潟・沖ノ羽遺跡	61
新潟・延命寺遺跡	62
新潟・五反田遺跡	63
新潟・前波南遺跡	64
新潟・田伏山崎遺跡	65
新潟・大角地遺跡(1)	66
新潟・大角地遺跡(2)	67
春日 真実・石川智紀	68
山崎 忠良・田中一穂	69
渡邊 裕之	70
金山 哲哉	71
青木 隆佳	72
藤田 邦雄	73
高橋 学	74
山村 剛・菊池晋	75
西谷 隆哉	76
藤田 賢	77
高橋 隆	78
横田 健史	79
洋三・濱 修	80
佐伯 英樹	81
山本 孝行	82
神保 忠宏	83
高志・吉田 秀則	84
近藤 大典	85
岡村 秀雄	86
高島 英之	87
須藤 英亮	88
高桑 弘美	89
平間 輔	90
市橋 稔	91
渡部 板橋	92
高島 一郎	93
新潟・史跡仙台城跡	94
宮城・洞ノ口遺跡	95
山形・梅野木前1遺跡	96
山形・服部遺跡	97
111 110 103 101 100 99 98 97 96 95 93 88 78 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46	

秋田・古川堀反可遺跡	山村 剛・菊池晋
秋田・久保田城跡(中土橋地区)	高橋 隆
秋田・久保田城跡	西谷 隆哉
秋田・岩倉館跡	藤田 賢
秋田・漆城跡	高橋 隆
秋田・蕃校明徳館跡	西谷 隆哉
福井・福井城跡	藤田 賢
福井・府中石田遺跡	高橋 隆
石川・三社町遺跡	西谷 隆哉
石川・森ガツコウ遺跡	藤田 賢
新潟・沖ノ羽遺跡	高橋 隆
新潟・延命寺遺跡	西谷 隆哉
新潟・五反田遺跡	藤田 賢
新潟・前波南遺跡	高橋 隆
新潟・田伏山崎遺跡	西谷 隆哉
新潟・大角地遺跡(1)	藤田 賢
新潟・大角地遺跡(2)	高橋 隆
春日 真実・石川智紀	西谷 隆哉
山崎 忠良・田中一穂	藤田 賢
渡邊 裕之	高橋 隆
金山 哲哉	西谷 隆哉
青木 隆佳	藤田 賢
藤田 邦雄	高橋 隆
高橋 学	西谷 隆哉
山村 剛・菊池晋	高橋 隆
111 110 103 101 100 99 98 97 96 95 94 93 88 78 76 75 74 73 72 71 70 69 68 67 66 65 64 63 62 61 60 59 58 57 56 55 54 53 52 51 50 49 48 47 46	

高橋 哲哉	75
遠藤 勝雄・相沢	76
山崎 忠良・田中一穂	77
渡邊 裕之	78
金山 哲哉	79
青木 隆佳	80
藤田 邦雄	81
高橋 隆	82
西谷 隆哉	83
藤田 賢	84
高橋 隆	85
西谷 隆哉	86
藤田 賢	87
高橋 隆	88
西谷 隆哉	89
藤田 賢	90
高橋 隆	91
西谷 隆哉	92
藤田 賢	93
高橋 隆	94
西谷 隆哉	95
藤田 賢	96
高橋 隆	97
西谷 隆哉	98
藤田 賢	99
高橋 隆	100
西谷 隆哉	101
藤田 賢	102
高橋 隆	103
西谷 隆哉	104
藤田 賢	105
高橋 隆	106
西谷 隆哉	107
藤田 賢	108
高橋 隆	109
西谷 隆哉	110
藤田 賢	111
高橋 隆	112
西谷 隆哉	113
藤田 賢	114
高橋 隆	115
西谷 隆哉	116
藤田 賢	117
高橋 隆	118
西谷 隆哉	119
藤田 賢	120
高橋 隆	121
西谷 隆哉	122
藤田 賢	123
高橋 隆	124
西谷 隆哉	125
藤田 賢	126
高橋 隆	127
西谷 隆哉	128
藤田 賢	129
高橋 隆	130
西谷 隆哉	131
藤田 賢	132
高橋 隆	133
西谷 隆哉	134
藤田 賢	135
高橋 隆	136
西谷 隆哉	137
藤田 賢	138
高橋 隆	139
西谷 隆哉	140
藤田 賢	141
高橋 隆	142
西谷 隆哉	143
藤田 賢	144
高橋 隆	145
西谷 隆哉	146
藤田 賢	147
高橋 隆	148
西谷 隆哉	149
藤田 賢	150

鳥取・米子城跡六遺跡	中森祥	福岡・室町遺跡	宇野愼敏・柴尾俊介
島根・山持遺跡(II・III区)	池淵俊一・平石充	福岡・小倉城跡	梅崎恵司・中村利至久
島根・山持遺跡	原田敏照	福岡・大門遺跡	福岡・大門遺跡
島根・築山遺跡	高橋周	福岡・小倉城桜町口門跡	山口信義
岡山・南津手遺跡	松尾佳子	福岡・大手町遺跡(小倉城外鬼跡)	前田義人
広島・広島城跡	福原茂樹	福岡・黒崎城跡七区	宇野愼敏
広島・広島城外鬼跡	谷口哲一	福岡・京隈侍屋敷遺跡	水原道範
山口・萩城跡(外堀地区)	佐々木達也	福岡・矢加部町星敷遺跡	酒井芳司
山口・下右田遺跡		宮崎・曾井第二遺跡	甲斐貴充
一九七七年以前出土の木簡(三〇)	191		
奈良・平城宮跡	山本崇		
釈文の訂正と追加(一一)			
京都・平安京跡右京六条三坊(第二四号)	堀内明博	鳥根・青木遺跡(第一五・二六号)	平石充
静岡・伊場遺跡(第一号)	鈴木敏則・渡辺見宏	大分・飯塚遺跡(第二二・二四号)	
新潟・駒首湯遺跡(第二九号)	相沢央	永松みゆき・渡辺晃宏	
韓國木簡學會の出帆と展望	韓國木簡學會會長朱甫敬		
荷札と荷物のかたるもの	馬場基		
233 225	217	211 194	191 188 186 185 179 178 177 175 174 172

歌木簡の実態とその機能

榮原永遠男

彙報

渡辺見宏

「木簡研究」第二六一三〇号総目次

研究集会（第二〇回～二九回）・特別研究集会（但馬・九州）報告一覧

編集後記

鶴森浩幸

英文目次

コラム

木簡の再検討と地域社会の展開

（岩本
次郎）

俵の付札と俵中の切紙

（鈴木
景二）

百年の理由

（馬場
基）

異体字雜感

（馬場
基）

新たな百済木簡の出土

（橋本
繁）

三〇周年記念シンポジウムの開催について

315 132 92 77 70 45 (1) 338 335 316 313 265

図版

一 石神遺跡出土木簡

二 手原遺跡出土木簡

三 ケイセイ遺跡出土木簡

凡例

一、以下の木簡出土事例報告は、各木簡出土地の発掘機関・担当者に依頼して執筆していただいたものであるが、体裁及び訛文の記載形式などについては、編集担当の責任において調整した。執筆者の所属が発掘機関と異なる場合には、執筆者名に註記を加えた。

「報告は『二〇〇六年出土の木簡』」「九七七年以前出土の木簡」及び「訛文の訂正と追加」の三欄に分けて掲載した。

一、各欄ごとの遺跡の排列は、それっぽは奈良時代の五畿七道の順序に準じた。

一、各遺跡の記載は、所在地、調査期間、発掘機関、調査担当者、遺跡の種類、遺跡の年代、遺跡及び木簡出土遺構の概要、木簡の訛文・内容、關係文献（当該木簡掲載の報告書など）の順とし、国土地理院発行の五万分の一地形図を使用して、木簡出土地点を▼で示した。（）内は図幅名である。

なお、「訛文の訂正と追加」の欄では、当該報告が掲載された本誌の号数を遺跡名の下に（）で明記し、地図は原則として削愛した。また、「遺跡及び木簡出土遺構の概要」は省略し、必要な場合は「木簡の訛文・内容」において最少限の言及を行なった。一、紹介する木簡には遺跡ごとに木簡番号を付し、（）で示した。数

次の調査の木簡を一括して紹介する場合は、原則として調査ことの通し番号とした。なお、「訛文の訂正と追加」では、既報告木簡の訂正、新出木簡の追加の順とし、一括して通し番号を付した。

一、木簡の訛文は、木目方向を縦として組むのを原則とした。但し、曲物の底板などについては必ずしもこの限りではない。

一、訛文の漢字は概ね現行常用字体に改めたが、「實」「寶」「證」「龍」「廣」「盡」「應」などについては正字体を使用し、異体字は「マ」「ヰ」「ヰ」「季」「朴」などについてのみ用いた。

一、訛文下段のアラビア数字は木簡の長さ（文字の方向）・幅・厚さを示す（単位はmm）。欠損している場合の法用量は括弧つきで示した。その下の三桁の数字は型式番号を示す。なお、円形の木製品の法量は、径と厚さを示し（単位mm）、欠損している場合は復原径を示した場合がある。また、それぞれの発掘機関における木簡番号がある場合には最下段に示した。「訛文の訂正と追加」の欄において訛文を訂正する木簡については、型式番号の次に既掲載号数と木簡番号を17(2)のごとく付した。

一、訛文に加えた符号は次の通りである（以下第1回参照）。

・ 木簡の表裏に文字がある場合、その区別を示す。
「」 木簡の上端ならびに下端が原形をとどめていること
を示す（端とは木目方向の上下両端をいう）。
< 木簡の上端・下端などに切り込みのあることを示す。

抹消された文字であるが、字画の明らかな場合に限り原字の左傍に付した。

穿孔のあることを示す。但し、釘孔など別の用途の穿孔は省略した。

抹消により判読困難なもの。

欠損文字のうち字数の確認できるもの。

欠損文字のうち字数が推定できるもの。

欠損文字のうち字数が数えられないもの。

前後に文字の続くことが内容上推定されるが、折損などにより文字が失われているもの。

合点。

本目と直交する方向の刻線を示す。

校訂に関する註で、本文に置き換わるべき文字を含むもの。原則として文字の右傍に付す。

右以外の校訂註、及び説明註。

「×」 文字の上に重書きして原字を訂正している場合、訂正箇所の左傍に・を付し原字を上の要領で右傍に示す。

(一) カ 横者が加えた註で、疑問が残るもの。

マ、 マ、 文字に疑問はないが、意味の通じ難いもの。

同一木簡と推定されるが、折損などにより直接つな

がらず、中間の文字が不明なもの。

縮版の関係で一行のものを二行以上に組まなければならなかつた場合、行末・行頭に付けたもの。

卷頭図版に写真の掲載されているもの。

一、釋文の最下段に三桁で示した型式番号は、木簡の形態を示し、

次の一八型式からなる(説第2圖参照)。

*

011型式 短冊型。

015型式 短冊型で、側面に孔を穿つたもの。

019型式 一端が方頭で他端は折損・腐蝕で原形が失われたもの。

021型式 小形矩形の材の一端を圭頭にしたもの。

022型式 小形矩形の材の両端に切り込みをいたるもの。

023型式 長方形の材の両端の左右に切り込みをいたるもの。方頭・圭頭など種々の作り方がある。

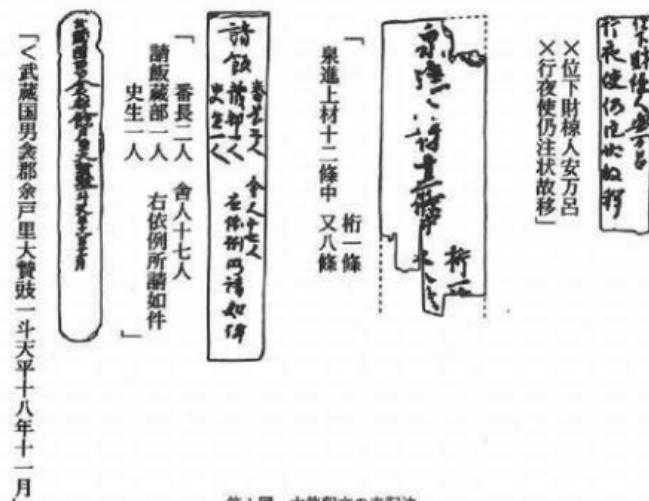
025型式 長方形の材の一端の左右に切り込みをいたるもの。

026型式 長方形の材の一端の左右に切り込みを入れ、他端を尖らせたもの。

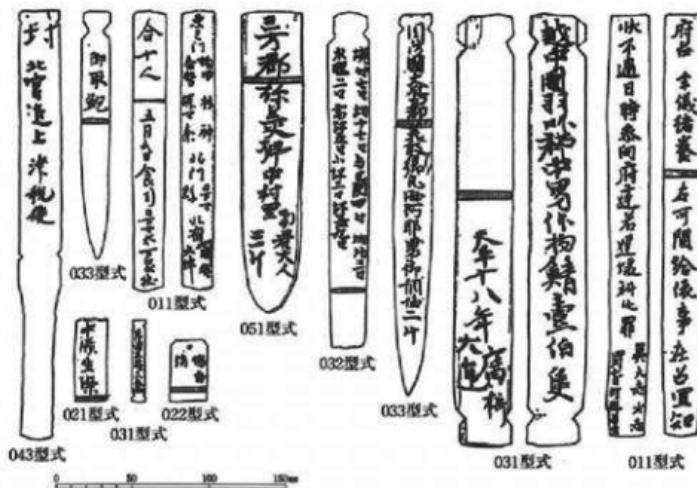
029型式 長方形の材の一端の左右に切り込みがあるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

031型式 長方形の材の一端の左右を削り、羽子板の柄状に作つたもの。

○33型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状に作り、残りの部分



第1図 木簡积文の表記法



第2図 木簡の形態分類

の左右に切り込みを入れたもの。

049型式 長方形の材の一端を羽子板の柄状にしているが、他端は折損・腐蝕などによつて原形の失われたもの。

051型式 長方形の材の一端を尖らせたもの。
059型式 長方形の材の一端を尖らせてゐるが、他端は折損あるいは腐蝕して不明のもの。

061型式 用途の明瞭な木製品に墨書きのあるもの。

065型式 用途未詳の木製品に墨書きのあるもの。

081型式 折損、腐蝕その他によつて原形の判明しないもの。

091型式 削屑。

なお 中世・近世の木簡については、以上の型式番号に適合しないものが多いので、註記を省略する場合がある。

一、この凡例は木簡出土事例報告に関するものであり、論文などにおいては、必ずしもこれを用いるものではない。

一、英文目次は天理大学のW・エドワーズ氏にお願いした。

木簡学会役員（二〇〇七・二〇〇八年度）

會長 榎原永遠男
副會長 館野和己
委員 鐘江宏之

副会長	委員	監事	評議員
館野 宏之	鍾江 浩幸	鶴木 景二	鈴木 錦江
和己	吉川 泰寿	馬場 基	佐竹 謙周
佐藤 崇	吉川 隆雄	山本 基	柳木 昭
久	今泉 真司	吉川 宏	寺崎 常子
宗諒	猪野 英一	西山 浩	古尾谷 佐藤
南	平川 平	渡辺 康夫	佐竹 征夫
萃	和田 和	吉川 吉江	柳木 田辺
山中 敏史	小谷 清水	岡村 小谷	佐藤 謙周
李 成市	博泰 みき	道雄 良平	佐竹 常子
東野 治之	昌二 清次	勝山 小林	柳木 昭
成市	清次	吉川 吉川	柳木 清彦

奈良・平城宮跡

（へいじょうきやう）

1 所在地 奈良市佐紀町

2 調査期間 一二〇〇五年（平17）一月、一二〇〇六年一月～一二〇〇七年五月

3 発掘機関 奈良文化財研究所都城発掘調査部

4 調査担当者 一代表 岡村道雄、二代表 川越俊一

5 遺跡の種類 都城跡

6 遺跡の年代 一 中世～近世、二 古代

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

一 第三八五次調査

特別史跡平城宮内の西北地域における個人住宅の現状変更に伴う調査。調査面積は四畳。溝ないし堀池の一部を確認した。堆積土には中世から近世にかけての瓦、陶磁器片を含む。木簡もその堆積土から一点出土した。

二 第四〇六次調査

東院と東区朝堂院区の間の一面（東方官衙地区）の構造を把握するための調査である。奈良文化財研究所では、この東方官衙地区を四回にわたり試掘的な調査区を設定して調査を行なうことにしており、今回が二回目の調査である。調査区は東方官衙地区的北端で、

南北一二二m東西一〇一m（幅はそれぞれ六m）の逆丁字形を設定した。調査面積は一二九六m²である。検出した遺構は、禁地回廊、獨立柱建物二棟、礎石建物四棟、築地塀三条、溝三条などである。

東方官衙地区中央を南流する南北基幹排水路SD二七〇〇（東大溝）の東には東西約五〇m、南北一二〇mの区画がある。この区画は、北に礎石建ち大型基壇建物SB一九〇〇〇（基壇高は少なくとも一・八m南北長一七・二m）を配し、その南に桁行一〇間以上の南北棟礎石建ち基壇建物SB一八九八〇・SB一八九九〇が対称にあった。また、SB一八九九〇とSD二七〇〇の間には築地塀SA一五二〇があった。SD二七〇〇の西側では、一面廂をつけた棟行二間、桁行二間以上の礎石建ち南北棟建物SB一九〇一〇を検出した。木簡は、SD二七〇〇から四五三点（うち削層三九九点）が出土した。SD二七〇〇は幅約三・五m深さ約一・一mを測る。溝の埋土は上中下の三層に分けられ、砂砾を主体としている。奈良時代の溝にあたるのは中下層。西岸には護岸を伴う。二期ある。当初の杭は痕跡のみ。その後、やや西側にヒノキ丸杭を並べて立ちこむ。改修後の裏込には瓦が詰められ、そこに含まれる軒瓦から垂墨五年頃と天平初頭以降に改修されたと考えられる。東岸は素掘りのまま。木簡は主に中層から下層にかけて出土した。なお、「主水司」の墨書のある須恵器杯、「美濃」刻印をもつ須恵器なども出土している。

一 第三八五次調査

(67)×(12)×5 081

(1) 「□□」

92×24×3 032

少主邊

(243)×(8)×5 081

140×42×4 011

二 第四〇六次調査

「△茎折縮」

(122)×(9)×8 081

(6) 「△拾武カ」

091

長□

(5) 「△拾カ」

091

官

(1) 「△左弁官宣」
 (2) 「△又大輔宣御在所南」
 (3) 「△又大輔宣御在所南」
 (4) 「△又大輔宣御在所南」
 (5) 「△又大輔宣御在所南」

(天地逆)
 (天地逆)

「△」

「△」

「△」

「△」

「△」

「△」

「△」

「△」

「△」

「△」

「△」

「△」

「△」

「△」

日 暮 □

(243)×(8)×5 081

091

(7) 「△拾カ」

091

(1) 「△少主邊」

091

(8) 「△茎折縮」

091

(9) 「△柱廿三根カ」

091

(10) 「△官」

091

(11) 「△麻」

091

(12) 「△村」

091

(13) 「△大」

091

(14) 「△十六」

091

(15) 「△虫麻呂」

091

(1)宿
 (2)宿
 18 留部
 169
 169

(1)は東肩出土。上下両端及び左辺削り、右辺割れ。左弁官からの頭命令を木簡に記述したもの。左弁官からの命令をいすれかの省の大種が受け、さらにその大種が大藏某に伝達した。内容は御在所に関わるものである。機材木簡を割った後、左弁官の宣が記される。

最後は天地逆の習書木簡として利用し、廃棄された。(2)は上端切断、下端及び左右両辺削れ。下唇出土。中務省の下部官司である右大舎人寮からの文書木簡。(7)は上下折れ、左右割れ。東肩出土。「少主鑑」は中務省の下部官司である内藏寮と、大藏省に配置された官人。

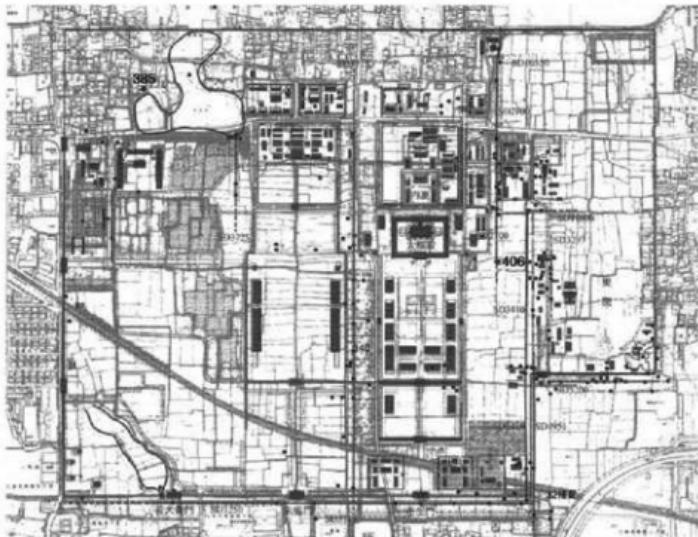
9 関係文献

奈良文化財研究所「奈良文化財研究所紀要二〇〇五」(二〇〇五年)

同「奈良文化財研究所紀要二〇〇八」(二〇〇八年)

同『平城宮跡発掘調査出土木簡概報』三八(二〇〇七年)

(浅野賢介)



平城宮跡発掘調査地点図

奈良・石神遺跡



(吉野山)

石神遺跡の主體となる建物
石神遺跡の主体となる建物

1	所在地	奈良県高市郡明日香村飛鳥
2	調査期間	第一九次調査 一〇〇六年(平18) 一〇月—二〇〇七年五月
3	発掘機関	奈良文化財研究所都城発掘調査部
4	調査担当者	代表 異淳一郎
5	遺跡の種類	宮殿・官衙跡
6	遺跡の年代	飛鳥時代
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	石神遺跡では、一九八一年以来の継続調査により、A期(七世紀前半～中期)、B期(七世紀後半)、C期(七世紀末)の遺構群を検出している。遺跡が最も整うのはA3期で、齊明朝の公的宴享施設として使用されたが、B、C期には官衙的な様相を呈する。第一九次調査区は、

群の北外周部で、木簡が多数出土した第一五・一六・一八次調査区の北側である。調査面積は八七〇m²。検出した主な遺構は、阿倍山田道・溝・沼沢地・堤状施設・杭列・深溝などである。遺構は

五時期あるため、従来のA-C期ではなく、I-V期に分けて記す。

I期（七世纪中葉以前）は調査区に谷が入り、西側には沼沢地SX四〇五〇が広がり、その内部に堤状施設SX四二六一が設置されている。東側の微高地には斜行溝SD四一六〇を掘削する。II期（七世纪中葉～後半）はSX四〇五〇・SD四一六〇を埋め、阿倍山田道SF一六〇七をつくる。SD四一六〇には七世纪中葉の飛鳥I新段階の土器が多数含まれ、阿倍山田道の建設はこの頃となる。道は盛土工法で構築され、基礎部分には敷葉工法が用いられていた。こうして路面を盛土した後、南側溝SD四二七〇を掘削する。その南側には、第一五次調査区から続く南北大溝SD四〇九〇が屈曲して西に流れる。これまで大溝の掘削時期は七世纪後半のB期としてきたが、道路の盛土が大溝北岸となる堤の役割を果たすため、七世纪中葉に遡る可能性ができた。III期（七世纪後半）はSD四一七〇・四〇九〇を埋め、東西溝（阿倍山田道南側溝）SD四一七五、南北溝SD一三四七Aを設けてT字状に接続させる。IV期（七世纪末）はSD四一七五・一三四七Aを埋め、東西溝SD四一八〇・四二八五（阿倍山田道南側溝）、南北溝SD一三四七Bを掘ってV字状に接続させる。北側の山道第一・三次調査では、この時期の北側溝

とみられる東西溝が検出されており、路面幅約一八mと推定できる。

V期（奈良時代～中世）には南北溝SD四一八九、穀敷SX四二五五・四二五九などがある。

木簡は、SX四〇五〇埋立土から一点、SD四一六〇から五点、SF一六〇七造成土から一点、SD四〇九〇から一二点（うち削屑四点）、SD四二七五から一点、SD四二七五埋め立てに伴う周辺整地土である暗灰褐色粘質土から一点、SD四二八〇から三點、SD四二八五とSD一三四七Bの合流地点から一点、SD四一八九から四点、現代暗渠から一点、V期以前の茶灰土から一点、計三四点（うち削屑四点）が出土した。軽読可能な二点を紹介する。

8 木簡の収文・内容

斜行溝SD四二六〇

(1) □□女丁大人丁□取□久□〔意カ〕〔御カ〕

(356)×21×6 081

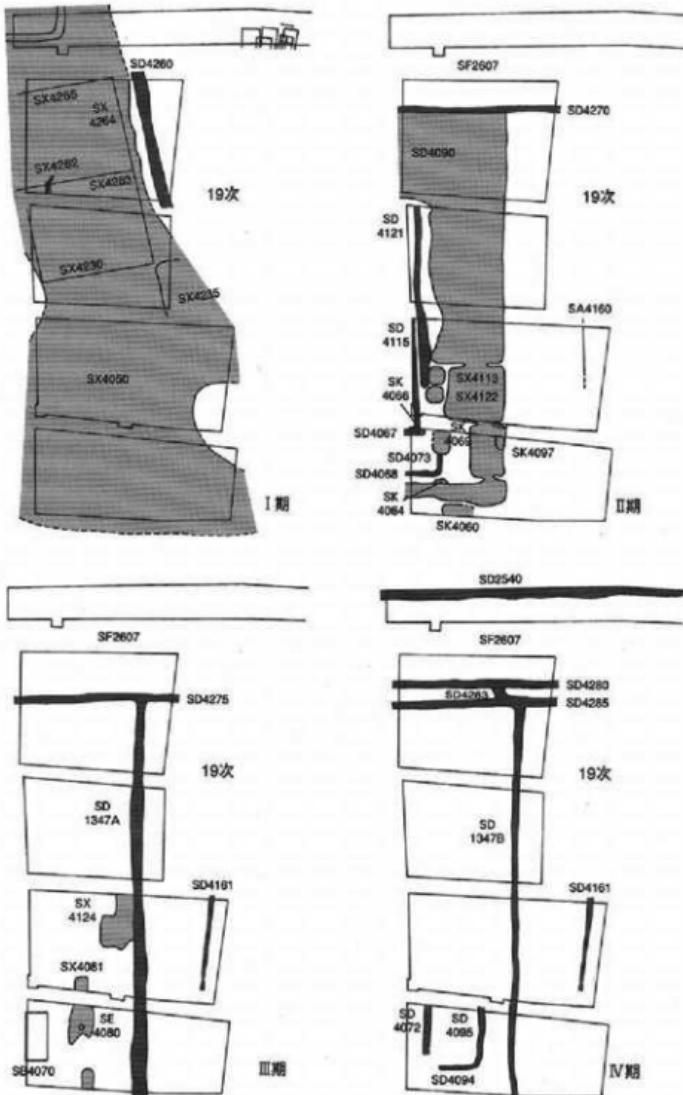
(2) 「V大家臣：□首大□

(57+31)×18×3 032

(3) 「V十五斤」

・「V□□□□」

2007年出土の木簡



石神道路北方遺構変遷図

(4) [×
□]
「天」

(刻書)

「天」
「天」
「天」
「天」
「天」

(右側面、刻書)

「天」
「天」

09 ×廿一人 沙弥六十

(115)×(46)×4 081

(5) [×
□]
「棕」
「棕」

(63)×(20)×2 081

10 東西飛の口図二十七

46×57×25 065

11 「V型」

77×31×6 053

12 暗灰褐色粘質土

109×34×5 032

「V型」
「V型」

13 「V型」
「V型」

120×19×5 032

「天王」
「天王」

229×86×12 065

南北飛の口図〇九〇

14 東西飛の口図二八〇

125×32×3 032

「V大人マニ麻呂賀四古V」

138×21×5 031*

(5) [×
□]
「V型」

「V型」
「V型」

15 「V型」
「V型」
「V型」
「V型」

(36)×25×4 081

(6) [×
□]
「V型」

「V型」
「V型」

16 「V型」
「V型」
「V型」
「V型」

(36)×25×4 081

(7)

「V型」

「V型」
「V型」
「V型」
「V型」

178×21×5 031*

(8) [×
□]
「V型」

「V型」
「V型」
「V型」
「V型」

188×21×5 031*

(9) [×
□]
「V型」

「V型」
「V型」
「V型」
「V型」

198×21×5 031*

(26)×(43)×5 081

20 石上大連公

】

(26)×(43)×5 081

21 米一斗。」

】

(149)×(43)×3 019

東西溝SD四二八五と南北溝SD一三四七B合流点

(17) 「「田田塙一斗」

南北溝SD四二八九

(18) 「「上長押釘卅隻之中打合釘一五丈」「「□□□（削り残り）」

118×23×7 031

□村廣人弟□

124×20×9 061

(19) 正月四日志紀未咸

124×35×3 022*

□一□□

177×22×2 061(鉛錠)*

□三□_{〔枚々〕}

148×11×2 061

現代唯縦

(20) 「。小柱十九」

150×37×4 061

(1) ~ (6) は七世紀中葉頃の木簡。(1)は上下両端折れ、古摺を強く、「女」などの文字目から下は表面が削り取られている。(2)はほど完全な養米荷札。「文字目は「少」の可能性もある。二文字目は旁が「鳥」の字体。(4)は完形の鰐荷札。「辛巳年」は天武一〇年(六八

れる。(2)は上下二片からなるが、中間を欠く。下片の下端は二次的削り。下片の四文字目はウ疑が確認でき、「家」の可能性がある。

(3)は完形の物品整理用の付札。裏面は一次的な墨書。(4)は各辺を面取りした小型直方体に刻書する。(5)は墨書が薄く、検討を要する。

(6)は大型材を用い、文字も巨大で、呪符のような趣もある。

(7)以下は各種遺構から出土するが、木簡自体は七世紀後半である。7)は完形の貢荷札。貢の荷札は通常、物品・数量以外は、貢送地名のみを記すが、木簡では人名のみを記載する。調と貢の類似性を示す史料として重要。(8)は上下二片接続で、上下両端折れ。(9)は三片接続。上下両端折れ、左右両刃削れ。上部は「五十九」など代制とみられる地積を墨書し、下部は歴名を刻書する。歴名には「以経マ」「乙里」という珍しいウジ名が見える。「石上大連」も八色の改姓以前の可能性があるだけに議論を呼ぼう。(10)は記録簡を一次的整形したもの。三片接続で、下端折れ、左刃削れ。「沙弥」との対応から、上は「僧」と書かれていたと推定される。談經や法会に参加する僧・沙弥の人数を書き上げたものであろう。(11)は下端折れ、左刃削れの習書木簡。「掠」は7世紀に一般的なクラの表記。

(12)は荷札木簡の下端部を一次的に整形して尖らせる。本来は尾張国荷札か。「文字目から下は表面が削り取られている。(13)はほど完全な養米荷札。「文字目は「少」の可能性もある。二文字目は旁が「鳥」の字体。(14)は完形の鰐荷札。「辛巳年」は天武一〇年(六八

二)。物品・数量を記した後に地名を書くのは珍しい。**14**は荷札に由来するとみられるが、上端以外は欠損する。**15**は一片接続で、上端折れ。下部には穿孔がある。**16**は完形荷札。塩を貢進することから、「田田」は後の紀伊國名草郡多田郷に該当するか。サト名の次に「五十戸」「里」を省略している。**18**は完形だが、裏面の墨書き削り残り。「五丈」は上長押の長さで、御書にはそれを組み立てる際に使用する釘の種類と本数を記す。付札状を呈した進上状で、地方からの貢進荷札ではない。**19**は上端折れ、下端一次的切断。「弟国」は「廣人」の出身地とみられ、後の山城國乙訓郡に該当しよう。一文字目は下部が「木」の字体で、「集」と誤読できれば、「物集村」の可能性がある。**20**は上端折れで、材の下部に日付と人名を記す。**21**は三枚をとじ合わせた檜扇の破片（上部欠損）で、最も外側の一枚に墨書きする。**22**は上端部の左右二箇所に径約五ミの小孔があり、その下に墨書きする。番付に間わるか。

9 関係文献

奈良文化財研究所「奈良文化財研究所紀要二〇〇八」（二〇〇八年）

同「飛鳥・藤原宮発掘調査出土木簡概報」一三一（二〇〇八年）

（市 大樹）

奈良・安倍寺跡

所在地 奈良県桜井市安倍木材町地

調査期間 第二〇次調査 二〇〇六年(平18)八月一九月

発掘機関 桜井市教育委員会

調査担当者 木場佳子

遺跡の種類 寺院跡

遺跡の年代 飛鳥時代～中世

遺跡及び木簡出土遺構の概要

安倍寺は七世紀中頃に創建されたと考えられる古代寺院で、「東大寺要録」などから、阿倍氏の氏寺として建立されたと推定されて

いる。発掘調査によつて主

要伽藍及び寺域の西限はほ

ば確定し、南・東限につい

てもその概略を捉えている。

北限・北域の土地利用状況

は不明瞭な部分が多いが、

銅漆や銅製品、織羽口、板

ガラス片、墨書き土器などが

出土しており、工房や雜舎



(桜井・吉野山)

が存在する可能性が指摘されている。

今回の調査地は安倍寺跡の推定寺域の北縁部に位置する。約八〇m²を調査した結果、藤原京期から平安時代の遺構を検出した。

木簡は、調査区西側で検出した南北溝SD○三から一五九点、削屑約四〇〇点が出土した。溝SD○三は幅四・五m以上、深さ約六〇cmを測る。遺構の時期は七世紀末から八世紀初頭と考えられる。

埋土は五層に分かれ、層¹とに分けて遺物を取り上げたが、各層に顯著な時期差は認められなかった。出土遺物は他に、土師器、須恵器、軒瓦を含む丸瓦・平瓦、木製品、円面鏡、土鍤、漆膜の付着した土器片、漆塗りの木製鉢片、「寺」などと墨書・刻書された土器片、製塼土器、和同開珎、鉄釘、輪羽口、トリベ、鉱滓、漆の付着した土器片、銅演、ガラス玉などがある。

8 木簡の板文・内容

SDOIII 二層

(1) □百七十一別塔作

091

・「□十九斤 其四斤□□
〔月カ〕
□□□廿八日□□

「VII|尺五〔十カ〕
□□□□□

(93)×19×5 039

・「上種十冊上」

92×20×3 011

・「□□□人十束三□」

92×20×3 011

・「大大大者乃□馬大大大皮皮
〔百 大カ〕〔水カ〕」

(235)×(14)×2 081

SDOIII 墓土一括

(129)×(19)×3 061

8 木簡

SDOIII 四層

(4) 「V四十□」

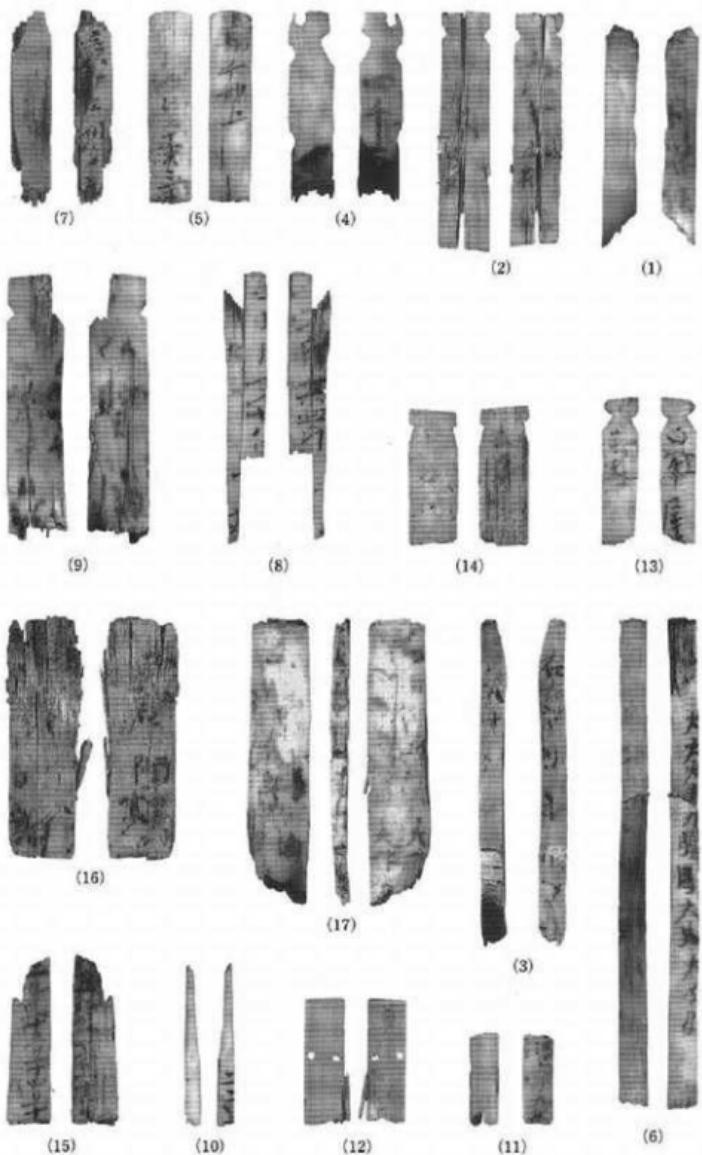
(128)×28×4 069

(5) 「□□□人十束三□」

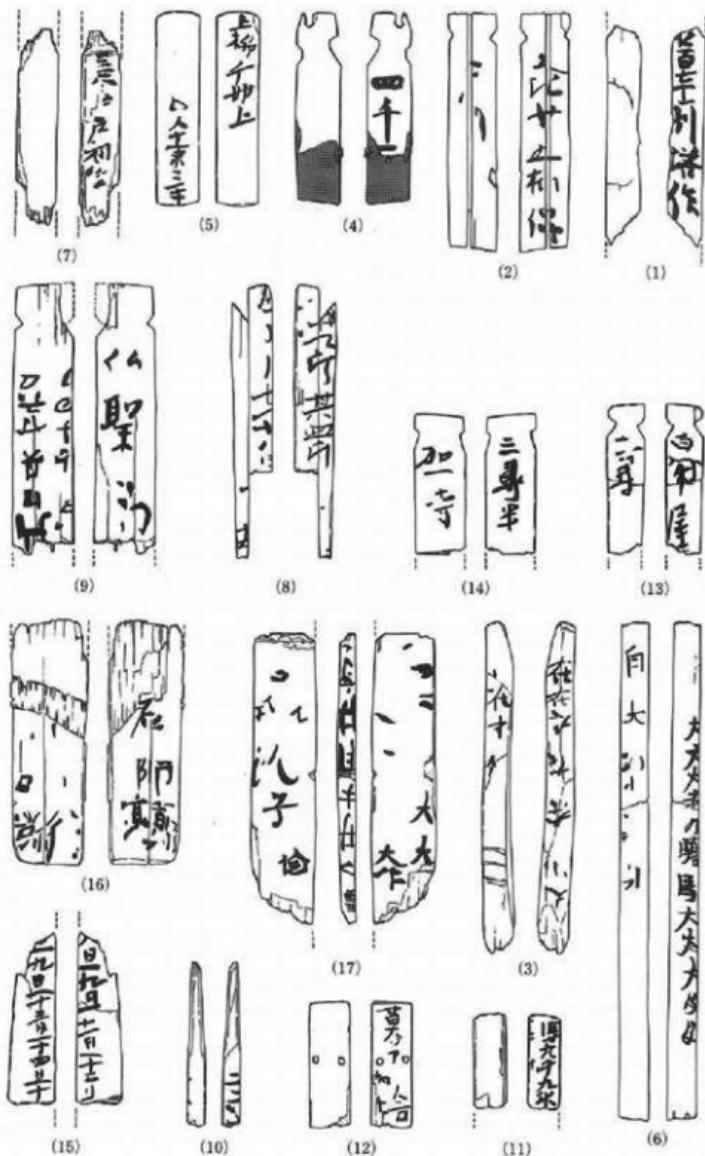
(78)×8×7 061

- (3) 在在在在在在
- 木

157×14×5 061



2007年出土の木簡



九斗九升

01

廿日大□^(マガ)
加□人□

02

60×19×2
011

13
「く白閣屋

03

(11)×18×2
039

14
「く□□□

04

(11)×24×2
039

15
「く三尋半

05

(11)×(22)×4
081

16
「く加□□

06

(11)×(33)×5
081

八日一九日一十一日一十一日
□一九日一十三日一十四日一十

07

(11)×(33)×5
081

17
「く石 鋸□□

08

(11)×(33)×5
081

18
「く□□

09

(11)×(33)×5
081

19
「く大 大作

10

(11)×(33)×5
081

20
「く子

11

(11)×(33)×5
081

21
「く并□□

12

(11)×(33)×5
081

「く并□□并□□ (裏面)

(138)×(22)×9
081

(1)は右辺のみ原形をとどめる。裏面には薄く削いた痕跡がある。削屑である。墨痕は極めて薄いが赤外線装置により読み取ることができる。「□」とあるので「百七十二」は人の数を示すとみられ、次いで「塔作」とあるので塔などの伽藍建立に関わった作業員の人数を記した木簡の一部とみられる。この木簡から考えると、塔の造営は天武朝から藤原京期にかけて行なわれた可能性がある。

(2)は上端に切り込みをもつ完形の木簡。表面の「久比」は不詳。五・六文字目はそれぞれ木偏・人偏の文字である。裏面は非常に墨痕が薄いため訛説できない。

(3)は一次的な整形を受け、上端は刀物のようになっている。裏面は文字の一部が削られており、習書の後に二次加工がなされたとみられる。

(4)は上端に切り込みをもつ完形の付札木簡。下端には漆が付着しており、そのまま箇に転用されたらしい。「四千」とかなり大きな数を記すが、それが何の数であるかはわからない。

(5)は完形の短冊型木簡。上端及び下端はやや丸く整えられている。「一」字目は筆の運びからすると「柳」のようにも見えるが、裏面の「十束」から考へて「桜」と訛説した。この木簡も「千舟」とかなり大きな数を記す。「上」は進上の意か。

(6)は上端及び左辺は原形をとどめ、右辺は割れ、下端は折損する。墨書は両面にあるが、裏側は非常に薄く訛説困難である。習書。

(45)×(15)×5
081

20

- (7)は破損が激しいが、上端の一部に削り整形の痕跡があり、上端左右にも切り込みの一部とみられる痕跡が僅かに見え、荷札木簡で「五十戸」とみてよい。三尺五十戸は「ミサカノサト」であり、和名抄には武藏国横見郡御厨郷・備後国神石郡三坂郷・筑前国穂浪郡三坂郷が見える。里ではなく五十戸と表記することから天武朝後半以前の木簡と考えられる。
- (8)は二片が接合するが、原形をほとんど残さない。破損状態が不自然なことから、木簡の廃棄段階で人為的に破碎されたと見られる。一九斤あるもののうち、四斤について何かを行なった記録木簡か。
- (9)は上端に切り込みがある付札。切り込み部分には紐の痕跡が残る。下端は折損する。墨書きは両面であり、裏面は天地を逆にして記す。「仏聖」は「仏銷」と同じで仏前などに供える米飯である。
- (10)は上端は二次的加工により細長く削る。下端は折損。
- (11)は上端折損、右辺割れ、下端部は断面連字形に表裏両面から刃物を入れて切断する。「九斗九升」と大きな量を記す。
- (12)上下両端、左右両辺とも原形を残す小型の木簡。中心の左右に穿孔がある。上半部は「廿日」と一行で記し、下半部は一行に分けて記している。これと同様の木簡がもう一点ある。
- (13)は上端は原形をとどめ、切り込みをもつ。下端は折損。「一文字目は「マロ」と訓み、七世紀の木簡によく見られる人名表記である。

(14)は上端及び左右両辺は原形をとどめる。上端左右には切り込みがあり、紐の痕跡が残る。下端は切断されており、二次的加工の可能性もある。墨書きは両面ともかなり薄い。

(15)は上下両端は折れ。左右両辺も削れていて原形を残していない。日付を順に記し、各日に確認のための合点を付した木簡である。なお、この合点らしき墨痕は界線の類の可能性も残る。

(16)は下端と右辺が原形をとどめ、左辺は削れ。上半分は表裏両面とも破損が激しい。全体にやや大きめの文字を記しているが、内容はよくわからない。

(17)は上端及び下端は折損し、側辺は片面のみ原形をとどめる。側辺の中央には正面と左右の三方向からの切り込みがある。文字の配置に規則性はなく、また同じ文字を繰り返していることから習書本筋であろう。

なお、本簡の解説にあたっては、京都教育大学（当時）の和田翠氏、奈良県立橿原考古学研究所の鶴見泰寿氏の「教示を得た。

9 関係文献

- 桜井市教育委員会「桜井市平成18年度国庫補助による発掘調査報告書」（桜井市立埋蔵文化財センター発掘調査報告書三〇、二〇〇八年）
 （木場佳子）

奈良・大中遺跡

おおなか

所在地 奈良県大和高田市大中
調査期間 二〇〇六年(平成18)一月一〇〇七年四月

発掘機関 大和高田市教育委員会

木簡の积文・内容

(1) 「日 天 日 日 日 日 日 日 日 (符號) 急々如律令」

調査担当者 漢野俊一
遺跡の種類 集落跡
遺跡の年代 弥生時代～飛鳥時代・中世
遺跡及び木簡出土遺構の概要

大中遺跡は、弥生時代から中世にかけての複合遺跡である。遺跡は冲積地に立地し、標高は五九m前後を測る。今回の発掘調査はマシンション及び個建て住宅建設に伴うものである。

検出した主な遺構は、弥生時代後期後半から飛鳥時代では、井戸・土坑・掘立柱建物・溝・柱穴など、中世では一四世紀後半を中心とした環濠・井戸・土坑・柱穴などである。



(大阪東南部)

奈良県立橿原考古学研究所付属博物館「大和を掘る二五 一〇〇六年度 発掘調査速報展」(二〇〇六年)
(漢野俊一)

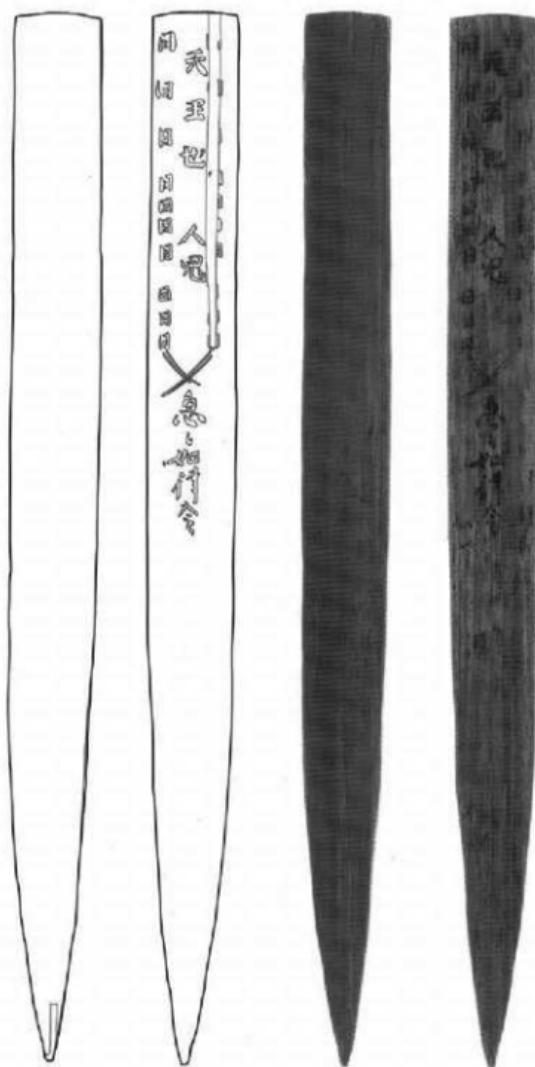
601×50×45 051

上端と左右両辺は丁寧に削って整形し、下端は尖らせる。表面の中央部、「急々如律令」の直上には、斜行する二本線が交差する記号(劍を表すか)が記される。左右の「日」はそれぞれ三・四・三のまとまりをもつて配置される。そのほかに「急々如律令」の左右にも、「日」らしい墨痕が一部確認できる。

なお、表説にあたっては、元興寺文化財研究所人文考古学研究室の方々のご教示を得た。

9 関係文献

木簡は、井戸や柱穴などの遺構が集中する居住空間の外側を囲む環濠の機能層から一点出土した。同層からは他に多量の土師皿・瓦器や漆器・折敷などの木製品などが出土している。環濠の開削時期は不明だが、一四世紀後半に中心をもち、一五世紀初頭には埋め戻されている。



奈良・八王子神社

はらおうじじんじや



(奈良・桜井)

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
8 神社は春日大社の南方約五〇〇m、新薬師寺北東の千鳥家の屋敷地東南部にある。千鳥家は春日若宮神社の神主を務める家で、西向き一間社春日造りの社殿を一九七八年七月に解体修理していたところ、基

所在地 奈良市高畠町

調査期間 一九七八年(昭53)七月

発掘機関 奈良県教育委員会

調査担当者 亀田 博・堀 幸男・松浦寛一

遺跡の種類 神社

遺跡の年代 錦倉時代～室町時代

境内から遺物が折り重なって出土した。社殿の基壇は南北一・三m東西一・五mで自然石を組んで築かれ、中央部分には四〇×八大的石が二つ南北に並べて置かれ、その上面を中心にして鏡像・懸仏・五〇点、第三点、六花形鏡金具一点、カヤの実一点、細輪木片約一〇〇点、祐経約一四〇点が埋められていた。

鏡像・懸仏は火を受けた痕跡が明瞭であるが出土地付近に火を焚いた形跡はなく、別の場所で火を受けたものが一括して埋納されたものと考えられる。これに対して、カヤの実・細輪木片・祐経は火を受けておらず、鏡像・懸仏を埋納する際に同時に埋められたとみられる。祐経と細輪木片は鏡像の間に挟まつて出土しているので、同時に埋納されたとみてよい。祐経約一四〇点のうち墨書のあるものは八二点で、今回は紹介する際は祐経三五点を紹介する。

8 木簡の叢文・内容

承四年(保延元、一一三五) (1) 及他

(就任)の子孫で第九代目の祐明(延久四年(一一九三)) (2) 寿命四

(就任)より代々若宮神主職を相伝している。

(5) (4) (3) 罗

天衛

其水湧

(24)×(10)×0.2 081

(42)×(12)×0.2 081

(18)×(4)×0.2 081

(31)×(12)×0.2 081

(40)×(10)×0.2 081

(6)	「仏寿命四十劫像法之中有 (121)×31×0.2 019	20	無間又有 (48)×(21)×0.2 081
(7)	漠福 (37)×(13)×0.2 081	21	鼻復有地 (47)×(23)×0.2 081
(8)	願經地 (38)×(17)×0.2 081	22	復有地獄名 (61)×(19)×0.2 081
(9)	薩摩 (41)×(23)×0.2 081	23	復 (14)×(13)×0.2 081
(10)	四衆及未 (42)×(24)×0.2 081	24	火箭復有地獄 (64)×(22)×0.2 081
(11)	閻浮提罪苦衆 (38+19)×(20)×0.2 081	25	有地獄名曰通槍復有地獄名曰鐵 (56+14+62)×(25)×0.2 081
(12)	名号及惡報等事使未來 (34+71)×(24)×0.2 081	26	(44+16)×(24)×0.2 081
(13)	果報地藏答言「」 (73+9)×(27)×0.2 081	27	(42)×(18)×0.2 081
(14)	今承仏 (22)×(11)×0.2 081	28	地獄名曰鉄床 (19)×(15)×0.2 081
(15)	之力略說地獄名号 (74)×(24)×0.2 081	29	地獄名曰鉄 (20)×(12)×0.2 081
(16)	報惡報 (36)×(18)×0.2 081	30	有地獄名曰千 (52)×(18)×0.2 081
(17)	閻浮提東方有山 (59+17)×(27)×0.2 081	31	流火復 (38)×(18)×0.2 081
(18)	曰鉄圍 (40)×(19)×0.2 081	32	有地獄名曰暗眼復有地 (44+39)×(22)×0.2 081
(19)	月光有大地獄号 (74)×(25)×0.2 081	33	名曰諦 (31)×(18)×0.2 081

(1)

(2)

(3)

(4)

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13)

(14)

(15)

(16)

(17)

(18)

(19)

(20)

(21)

(22)

(23)

(24)

(25)

(26)

(27)

(28)

(29)

(30)

(31)

(32)

(33)

(34)

(35)

廿四劫僧尼中

(6)

(7)

34

受福利不可

〔如是カ〕

□□□

(85)×(27)×0.2 081

(32)×(21)×0.2 081

補経は一般的に一行一七文字で、二〇枚または四〇枚で一組となる。今回報告の補経は片面のみ書写され、大きさは幅広薄手である。こうした特徴は、室町時代後半以降のものにみられる。いずれも破片で完形のものではなく、(6)34がかろうじて上端の原形をとどめて主頭状を呈する。

内容はいずれも「地藏菩薩本願經」であり、(1)～(5)は「初利天宮神通品第一」、(6)7は「開淨衆生業感品第四」、(8)～33は「地獄名号品第五」、34は「校量布施功德經品第十一」の一部である。

9 関係文献

奈良県立橿原考古学研究所『三郷町 平隆寺 (付)奈良市高畠町 八王子神社出土軀體』(奈良県史跡名勝天然記念物調査報告第四七、一九八四年)

(鶴見泰寺)

三重・志知南浦遺跡

しらのみみなみうら

所在地

三重県桑名市志知十王堂ほか
二〇〇二年（平成十四年）七月～二〇〇三年一月

調査期間

三重県教育委員会・三重県埋蔵文化財センター

発掘機関

調査担当者

服部芳人

遺跡の種類

集落跡・寺院跡

遺跡の年代

縦文時代晚期～近世

遺跡及び木簡出土遺構の概要

志知南浦遺跡は、貝井川右岸の自然堤防上に立地する。周辺に、

十王堂などの寺院開基地名が残ることなどから、発掘調査区もしく

は「志知南浦」付近に寺院があつた

可能性が高い。遺跡内から

は、古代～中世にかけての

墨書き器が計四八点出土し

ている。このうち古代のものには「鉢」「門」「苏市

太」などがあり、中世には

「僧」の墨書きがある山茶瓶、

「宗真」「仏」の墨書きがあ

る天目茶碗など、仏教関連の墨書きが見られる。

木簡は、溝SD六一から二点出土した。SD六一は、長さ一四・二m以上、幅四・八～五・八m、深さ〇・七一mを測る大溝で、一五世紀～一六世紀前葉の屋敷を区画する溝と思われる。同一遺構からは木簡の他、加工痕跡のあるウシの骨が出土している。

8 木簡の积文・内容

(1) [風空火水地カ]

(2) [六道能化地藏菩薩カ]

(260+163)×(30)=651

(63)×(41)×3=651

9 関係文献

三重県埋蔵文化財センター「志知南浦遺跡発掘調査報告」(110八年)

(竹田書店)



(1)



(桑名市)

10 木簡の写真



(2)

愛知・堅三藏通遺跡



(名古屋北部・名古屋南部)

木簡は、江戸時代の庭園

愛知・堅三藏通遺跡

たてみつくわどおり

遺構（池）の庭石の抜き取り痕とみられる土坑SK四六（長径一・四五m短径一・六七m）から一点、一九世紀前半頃の陶器を伴う廐棄土坑SK一六三七（南北三・一m東西三・九mの長方形）から二点、一九世紀前半頃の陶器を伴う井戸SE一〇（径一・二mの隅丸方形、深さ三・四m）から二点、計五点が出土した。

1 所在地 愛知県名古屋市中区榮一丁目
2 調査期間 一〇〇五年（平17）四月一～一〇〇六年二月
3 発掘機関 朝日航洋㈱

4 調査担当者 安田幸市・水野聰哉・田中城久

5 遺跡の種類 集落跡
6 遺跡の年代 旧石器時代～江戸時代

7 遺跡及び木簡出土遺物の概要

堅三藏通遺跡は、名古屋市の都心部に近い標高一〇m前後の台地上に位置する。これまでの発掘調査では、旧石器時代から弥生時代にかけての遺物や古墳の周溝、古墳時代から奈良時代にかけての住居などが検出された。また、江戸時代には名古屋城下町の武家地にあたり、屋敷地に伴う各種の遺構が多く検出されている。

8 木簡の記文・内容

SK四六

(1) 「

五□下
月□□

積



100×26×5
110

(2)

八枚
すき
三本
いいかすき
壱本
十三

「御用」
□□様 川合定エ門

」
155×43×4
011

(3)

「上」
夏目 [笠カ] 十郎 [郎カ]
〔拾カ〕 □ 様 基左衛門
□ 百 [五ハカ] □

190×49×6
011

6m 10

(4)

此塙内岡田久八郎
〔郎カ〕
「
□田村衛門
」

88×55×8
011

(5)

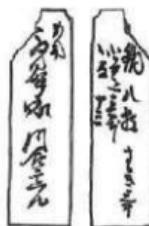
「。矢取」
「。矢取」

101
011

2007年出土の木簡



(3)



(2)



(1)



(5)



(4)

9 関係文献
豊田通商㈱「豊三蔵通道路—集合住宅建設工事に伴う発掘調査」
(1006年)
(木野裕之「名古屋市見晴台考古資料叢書」)

愛知・富士見町遺跡



(名古屋南部)

- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
富士見町遺跡は、名古屋城と熱田神宮をむすぶ南北に細長い台地上に位置する。これまでの調査では、弥生時代から古代、中世にかけての遺構が検出されている。
- 8 木簡の年代
近世になると、当遺跡付近では真宗大谷派名古屋別院（東別院）が元禄十五年（一七〇二）に名古屋御坊本御堂を完成させ、享保七年（一七三二）に、藩主

- 1 所在地 愛知県名古屋市中区大井町
2 調査期間 一〇〇五年（平17）九月～一〇月
3 発掘機関 名古屋市教育委員会・名古屋市見晴台考古資料館
4 調査担当者 深谷淳・水野裕之
5 遺跡の種類 墓落跡
6 遺跡の年代 弥生時代～近世・近代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
富士見町遺跡は、名古屋城と熱田神宮をむすぶ南北に細長い台地上に位置する。これまでの調査では、弥生時代から古代、中世にかけての遺構が検出されている。
- 8 木簡の年代
近世になると、当遺跡付近では真宗大谷派名古屋別院（東別院）が元禄十五年（一七〇二）に名古屋御坊本御堂を完成させ、享保七年（一七三二）に、藩主

「不一見遊園」が開設され以降は、店屋や宿屋などが集まる場所となつたと思われる。

今回の調査では、東側の谷に面した斜面堆積層である遺物包含層から、縄文・弥生土器片と中世陶器片が出土したが、当該期の遺構は検出されなかつた。

木簡は、土坑SK一から一点出土した。SK一は、明治時代後半以降の陶磁器類を含み、廃棄土坑と思われるが、規模は不明である。

8 木簡の証文・内容

1 「○水」

串117×幅8 高1

曲物の柄杓の底板か小型の樽の蓋と思われるものに墨書きされている。「水」専用の容器、用具であるとの意味であろう。

9 関係文献

- 名古屋市教育委員会『富士見町遺跡第六次発掘調査報告書』（一〇六年）

（水野裕之『名古屋市見晴台考古資料館』）



(名古屋北部)

- 1 所在地 愛知県名古屋市北区平手町一丁目
 2 調査期間 第四次調査 二〇〇七年(平19)五月一~一月
 3 発掘機関 名古屋市教育委員会・国際航業㈱
 4 調査担当者 桐山秀穂・東園千尋男・石田和哉・野澤則幸
 5 遺跡の種類 集落跡・墓地
 6 遺跡の年代 弘生時代中期~江戸時代
 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
 平手町道路は、庄内川左岸の自然堤防上に立地する。下層面では
 弘生時代中期~古墳時代、上層面では中世の時期が中心となる。上
 戸・柱穴などの居住状の遺
 構群を検出している。
 木簡は、上層面の土坑S
 K〇八〇より、瀬戸美濃製
 の陶器などとともに一点出
 土した。木簡が埋められた
 年代は、瀬戸美濃製品の年
 代から、大業第一段階(一

愛知・平手町遺跡

ひらて ちょう

五世紀末頃)と推測される。

8 木簡の篆文・内容

(1) 「^(ひづ)春(符慈)(九字)
 川右
 [轉カ]

114×24×2 051

割書は、変体仮名で「つふふう」と判読できようか。とすれば、
 古来「歴節風」と呼ばれ、室町時代から「痛風」と俗称された病を
 さし、本木簡は疾病除けのための呪符木簡である可能性を考えられ
 る。

木簡の説説にあたっては、小林吉光氏及び名古屋市博物館の方々
 のご教示を得た。

9 関係文献

名古屋市健康福祉局「平手町遺跡第四次発掘調査報告書」(二〇〇八年)

(桐山秀穂・石田和哉・野澤則幸)



愛知・今町遺跡

所在地
愛知県豊田市今町八丁目

2

卷之三

3 愛知県理財局・愛知県教育・スポーツ振興財団

文化財センター

4 調査担当者 宮原健司・鈴木

武石指掌錄 卷之三

5 遺跡の種類

6 遺跡の年代 戦国時代—江戸時代

7
遺跡及び木簡出土遺物の概

丁巳年夏月

今町遺跡は矢作川の中流域にあり、矢作川西岸に近接する碧海台

地南東端部に立地する。付

近には旧加茂郡・額田郡・

卷之三

碧海郡を分ける矢作川・巴

川・大谷川の合流点があり

遺跡は加茂郡の南東端に位

置する。重赤の北側には成

前する 通路の北側に取

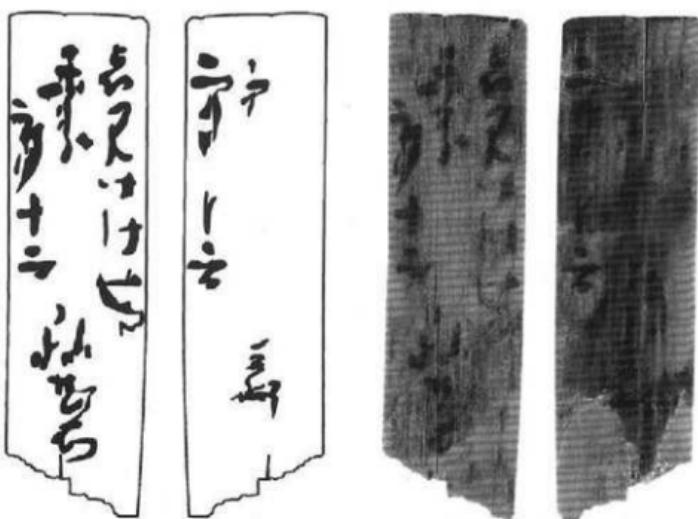
田) 国時代に創建された常行院

前編

九九八年度と二〇〇〇年度

（第六章）

2007年出土の木簡





(静岡) 図

7 遺跡及び木簡出土遺構の概要
駿府城内遺跡は、弥生時代中期から江戸時代にかけての複合遺跡で、安倍川が形成した扇状地の扇頂部近くに位置する。この付近は標高一七七m前後があり、平野部で最も安定した地域にあたる。

今回の調査は、静岡地方裁判所の庁舎建設に伴うものである。検出した主な遺構は、一五世紀頃から一

8 木簡の積文・内容
(1) 「寺□米」
・「四斗」

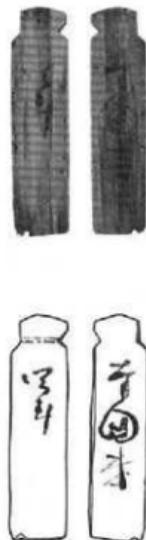
81×30×24 032

1 所在地	静岡市葵区追手町
2 調査期間	二〇〇七年(平成19年)六月一~二月
3 発掘機関	静岡県埋蔵文化財調査研究所
4 調査担当者	河合 修・大森信宏
5 遺跡の種類	集落跡
6 遺跡の年代	弥生時代中期~江戸時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	駿府城内遺跡は、弥生時代中期から江戸時代にかけての複合遺跡で、安倍川が形成した扇状地の扇頂部近くに位置する。この付近は標高一七七m前後があり、平野部で最も安定した地域にあたる。

1 所在地	静岡市葵区追手町
2 調査期間	二〇〇七年(平成19年)六月一~二月
3 発掘機関	静岡県埋蔵文化財調査研究所
4 調査担当者	河合 修・大森信宏
5 遺跡の種類	集落跡
6 遺跡の年代	弥生時代中期~江戸時代
7 遺跡及び木簡出土遺構の概要	駿府城内遺跡は、弥生時代中期から江戸時代にかけての複合遺跡で、安倍川が形成した扇状地の扇頂部近くに位置する。この付近は標高一七七m前後があり、平野部で最も安定した地域にあたる。

木簡は、大溝から多量の箸や針、漆碗、獸骨、魚骨などに混じて三点(付札一、塔婆一)、一七世紀の廐棄土坑から二点(付札)、計五点が出土した。今回は、保存処理の終了した大溝出土の一点について報告する。

木簡は、大溝から多量の箸や針、漆碗、獸骨、魚骨などに混じて三点(付札一、塔婆一)、一七世紀の廐棄土坑から二点(付札)、計五点が出土した。今回は、保存処理の終了した大溝出土の一点について報告する。



(河合 修)

「『青森県史』資料編古代2 出土文字資料」の刊行

本書は、文献史料を集成した「県史」資料編古代1と「県史
叢書」古代1補遺の2冊に次ぐ古代北方史に関する三冊めの資
料集である。青森県をはじめ現在の北海道・東北地方・新潟県
で出土した三万点を超える文字資料を収録する空前絶後の規模
を誇る。

第一部青森県出土文字資料、第二部墨書・刻書土器、文字瓦
は遺跡ごとの資料叢を主体とし、道県ごとの解説と主要な資料
の図版からなる。第三部は木簡と漆紙文書で、遺跡ごとに資料
を排列し、それぞれに形状・内容等を注記する。第四部は金石
文で、年紀にしたがって資料を排列し、多くの写真を掲載する。
お問い合わせはこちらまで

青森県環境生活部県民生活文化課県史編さんグループ

電話 〇一七一一二三四一九二三九

お問い合わせはこちらまで

青森県図書教育用品株式会社

電話 〇一七一一二七一八八一一

A4判 八一六頁 領価五九八五円（税込 送料四〇円）

木簡研究 第二十九号

卷頭言—考古資料としての木簡—

山中 章

二〇〇六年出土の木簡

概要 平城京跡(1) 平城京跡(2) 平城京跡(3)

西大寺食堂院跡 日笠フシンダ道路 藤原宮跡

藤原京跡 石狩遺跡

新堂遺跡(角田地区) 八条遺跡 上吉遺跡 大坂城下町跡

花屋敷 遺跡 芙木遺跡 高畠町遺跡 丁長遺跡 吉田城址 東前遺跡 西河

原宮ノ内遺跡 長浜城遺跡 松本城下町跡 小池町

松本城下町跡 本町 東條遺跡 仙台城跡 山王遺跡(八幡遺跡)

堀の越遺跡 志羅山遺跡 西川目遺跡 史跡山形城跡

根子荒田Ⅰ遺跡 新田(一) 遺跡 新地平岡(四) 遺跡 木崎遺跡

豊後遺跡 大町ゴンジヨガリ遺跡 八幡大曾口遺跡 安吉遺跡 願

海寺城跡 富山城跡(城下町) 新堀村下瀬遺跡 駄高湯遺跡 大堀け

造跡 周防国府跡 史跡萩城跡(外堀) 庄 戒本遺跡 滋瑞城跡

高松城跡(寿町二丁目地区) 遠藤城跡 大宰府条坊跡

千葉城跡

一九七七年以前出土の木簡(二九)

平城京跡右京一卷二坊一坪 本業師寺跡

祝文の訂正と追加(一〇)

秋田城跡(第一・八・一二号) 中尾サワ遺跡(第一五号)

大宝令施行直後の衛門府木簡跡

一巻二坊左京七条一坊出土木簡の基礎的研究

九州特別研究集会の記録

西海道の古代出土文字資料

大宰府史跡出土木簡

拂菻船跡出土の木簡・年代・トレイ

大庭康時・松川博一

元岡・桑原遺跡の概要と出土木簡

中原遺跡出土木簡とその周辺

価格 五〇〇〇円 還料六〇〇円



(東京東北部)

東京・浅草水住町遺跡 あさくさみずちょう

所在地

東京都台東区元浅草一丁目

調査期間

二〇〇六年（平成18）一月一～二月

発掘機関

台東区文化財調査会

調査担当者

小保悟

遺跡の種類

寺院跡

遺跡の時代

江戸時代

遺跡及び木簡出土遺構の概要

浅草水住町遺跡は台東区の中央、東京低地西側に立地する。共同住宅建設に伴う調査である。

近世に整地されたようであり、当地には切絵団等によれば江戸時代前期より日蓮宗善立寺が所在しており、調査地は境内地南側中央辺りにあるようで、その位置には江戸時代後期頃の境内図では諸功が見られる。

は不明であるが、明治時代前期頃の境内図では敷地西側となる。ちなみに善立寺は徳川家康の江戸入府とともに岡崎より移り、当初神田に所在し、当地には慶安元年（一六四八）に移転して来たようである。

調査は新築工事掘削と同時並行で実施せざるを得ないために墓以外は確認程度にとどめざるを得なかった。本調査の結果、主要な確認面が三面あり、南東側で墓壙が二〇〇基以上、溝状遺構一条、性格不明遺構一基、中央部付近で杭が數本検出された。出土遺物は近世期～近代の陶磁器、土器類、金属製品などである。

木簡は一点であり、溝状遺構の壁面に打たれている矢板の一部として検出されている。溝状遺構は平面形は不整形を呈し、掘形の壁面には矢板、中央部には杭が打ち込まれていた。主軸方向は東西方向で西側は旧建物の影響で確認できなかつたが、おそらく敷地外まで延びていたと推測される。機能については溝より南側で墓壙が多く検出され、北側ではほとんど確認されていないため、墓域とその他地域を分ける境界施設とも考えられる。

木簡には一七世紀第IV四半期～一八世紀第I四半期の紀年銘が多く刻まれており、墓域が一七世紀第IV四半期頃までには造営されたいたと考えられるが、溝の構築時期は不明である。

8 木簡の軸文・内容

墓域は江戸時代の境内図で

(1)

「台の宗々」
×□雪□□□

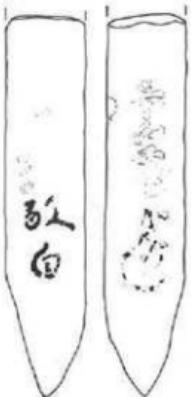
×敬白

(446) ×9×14
69

板塔婆の下部を矢板として転用したものと推定される。板塔婆としては通常より厚めである。全体に風化しており、特に上端が顕著である。側面も磨耗しており、裂けている部分もある。また上端部を中心に炭化している。表面の風化は板塔婆起立中の劣化で、上端部の磨耗や炭化は再利用のための折損部の処理であろう。表面は大半が墨が消失し、痕跡が確認される程度であり、下部のみ墨痕が残る。性格上その上にも文字があった可能性があるが、不明瞭である。裏面では下部に「敬白」とあり、その上に墨痕が見られるようであるがやはり不明瞭である。表面にはおそらく供養対象である被葬者の戒名等が記され、裏面には「敬白」の上に供養者の名前などが記されていたはずである。

なお木簡の解説にあたっては、伊藤宏之氏等からご協力を得た。

(小良 憲)





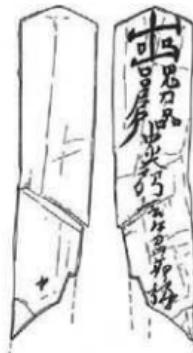
(近江八幡)

- 1 所在地 滋賀県野洲市大森原字出口
- 2 調査期間 二〇〇六年(平成18年)一〇月~一月
- 3 発掘機関 野洲市教育委員会
- 4 調査担当者 杉本源造
- 5 遺跡の種類 集落跡
- 6 遺跡の年代 錆倉時代~戦国時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 街道跡は、東山道沿いの中世集落で、東側の山地からの小河川による扇状地性低地に立地する。現在までに二六ヵ所の発掘調査により一二一~一五世紀頃の屋敷地、鍛冶工房などの遺構が検出され、箸や桶などの木製品が多く出土した。

今回の発掘調査は第二七次にあたり、市道拡幅工事に伴うものである。幅三三長さ一八〇mの細長い調査区を設定し、柱列や溝・土

滋賀・街道遺跡

- 8 木簡の篆文・内容
(1) 「(符達)
 - 9 関係文献
野洲市教育委員会「平成一八年度野洲市埋蔵文化財調査概要報告書」(二〇〇八年)
(杉本源造)
- 城・流路などの遺構を検出した。遺物は箸、ツチノコ、題籠、絵付け塗小皿、蓋未製品、片材、削り屑、鉄、鑿などが出土しており、木製品加工場の存在が推定される。木簡は、調査区ほぼ中央の幅約五・八m深さ約四七cmの自然流路SD四〇六で一三世紀後半の黒色土器碗・土師皿・木片・獸骨などとともに一点が出土した。



(156) × 253 × 4
0.9
(杉本源造)

上端部は山形に整形する。下部は欠失。表面には呪符木簡独特の文字が書かれ、裏面には肉眼で「中」と読める文字が確認できる。

滋賀・手原遺跡



(京都東北部・近江八幡)

- 1 所在地 滋賀県東市手原
2 調査期間 二〇〇六年(平成18)一二月～二〇〇八年三月
3 発掘機関 勤業東市文化体育振興事業団
4 調査担当者 近藤 広・佐伯英樹
5 遺跡の種類 官衙跡
6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代
7 遺跡及び木簡出土遺物の概要

手原遺跡は、JR草津線手原駅周辺を中心として東西約七〇〇mに広がる遺跡である。これまでの調査により、およそ手原駅の西側が「手原庵寺」の寺域、駅東側が官衙域であることが判明しつつある。

今回の調査は推定官衙域で実施した。調査区は遺跡中央を東西に走る近世東海道を挟んで北側と南側、調査面積は八三五〇m²である。

- 1 所在地 滋賀県東市手原
2 調査期間 二〇〇六年(平成18)一二月～二〇〇八年三月
3 発掘機関 勤業東市文化体育振興事業団
4 調査担当者 近藤 広・佐伯英樹
5 遺跡の種類 官衙跡
6 遺跡の年代 古墳時代～平安時代
7 遺跡及び木簡出土遺物の概要

木簡は、南側調査区の大溝SD六から、木簡一点、墨書のある削層約二〇〇点が出土した。大溝SD六は、幅約六m深さ一・三m長さ九m分を検出した。庄内式・布留式並行期(三世紀)の河川跡を奈良時代に再掘削し、溝として利用したものである。上層からは奈良時代の土器に混ざり平安時代の灰釉陶器や綠釉陶器などが出土し、中層の粘土層と下層の植物遺体層からは奈良時代(八世紀中頃)の墨書土器をはじめとした須恵器・土師器多数とともに製塼土器(焼塼容器)十数点や帶金具一点、織羽口などが出土した。三五点出土の墨書土器には「□□麻呂」の人名が一点あるほかはすべて一文字で、「貴」「山」「十」「大」各一点のほか、「梓」五点(うち一点は縦書き)、「連」「乙」各五点、「越」三点などがある。また、円面鏡一点の他、須恵器の杯身や杯蓋を環として使用した転用鏡が九点出土した。北側調査区においても区画溝などから墨書土器が三六点出土している。「山」もしくは「山」の可能性がある墨書が二三点あり、その他に「鳥」や「十」「貴」などの墨書がある。

大溝SD六の植物遺体層からは木簡のほか、牽串一五点や横棒二点、鳥糞子片など有機質の遺物が出土した。なお、溝の検出面に一

「世紀の遺構が存在するのも、一世紀には溝が完全に埋まっていることが判明している。

8 木簡の収文・内容

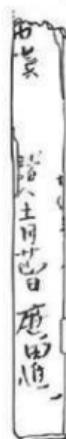
(1)	「坂本麻呂」						(8)	□□充求」	
(2)	「赤染造遣 ^カ 」						(9)	事 前申要用故今日下	
(3)	書 ^シ 親御 ^{シテ} 」		144×20×3 051				(10)	□□進度來□□□□□	
(4)	「古□」						(11)	請人十一月廿四日鹿田進」	
(5)	「直米一斗五升」		109×28×2 061				(12)	□夫□我我」	
(6)	「□□□」		160×20×5 061				(13)	「□□□□□ □□□□	
(7)	「足帶□」		160×19×3 011*				(14)	□□○□○。 山寺□	
(8)	「八月六 (題無複)」						(15)	○□○題□ □□□□	
(9)	「□□又同百冊八束 ^也 」						(16)	」 303×39×8 041*	
(10)	「辛國家万品□」						(17)	(97)×36×3 019*	
(11)	「□□□」						(18)	載載	
(12)	「詔 ^{シテ} 連左□」							(19)	(70)×29×3 019
(13)	「乃乃」								
(14)	「栗□」								
(15)	「思思思」								
(16)	「首首」								
(17)	「山大路」								
(18)	「□山大路」								



(2)



(5)



(9)



(14)



(4)



(6)



(11)



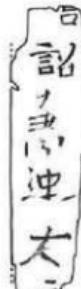
(7)



(10)



(12)



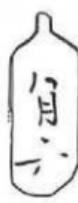
(1)



(6)



(8)



(5)



(13)

19	男	160
20	思念念	160
21	道山	160
22	集	160
23		160

SD六出土木簡の大部分は削屑で、習書が多くみられた。(2)の裏面一文字目は「出」の可能性もある。(2)の「詔」は、地方官衙では希少な例と思われる。(5)は翫箋軸であり、手原遺跡において、文書が巻子表で利用・保管されていたことが推測される。軸部を下にみると文字は天地逆になる。(4)は、短冊型の木簡の下端部左右を削り、羽子板の柄状に作っている。三カ所に穿孔がある。同一形態のものが他に一点あり、穿孔位置も同じため、二点で一セットと思われる。

手原遺跡は南西約1kmに所在する栗太郡衛門遺跡の郡衙機能が八世紀後半以降に分散移転した可能性が指摘されてきたが、今回の木簡及び多量の削屑が出土したことにより、地方官衙での活動の一端が具体的に明らかになったといえる。

木簡の査読・内容の検討には、大谷大学の櫻井信也氏、滋賀県立安土城考古博物館の大橋信弥氏、財滋賀県文化財保護協会の濱修氏・中川正人氏のご教示・ご協力を待た。

(佐伯英樹)

滋賀・塩津港遺跡



(数 賀)

- | | |
|-----------------|--|
| 1 所在地 | 滋賀県伊香郡西浅井町塩津浜 |
| 2 調査期間 | 一〇〇六年(平成18)一月一〇〇八年三月 |
| 3 発掘機関 | 滋賀県教育委員会、財團法人滋賀県文化財保護協会 |
| 4 調査担当者 | 一 北村圭弘、二 横田洋三 |
| 5 遺跡の種類 | 祭祀遺跡(神社跡) |
| 6 遺跡の年代 | 奈良時代～平安時代末期 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 塩津港は琵琶湖の最北端に位置し、京都と北陸方面を琵琶湖を介して結ぶ、多くの物資が経由した港である。調査地点は港として利用されていたと想定される。 |

大川の河口で、現在「大鶴」の字名が残り、かつては河口部の中州であったと考えられる。

今回の調査は河川改修に伴うものである。検出した遺構は平安時代後期から末期にかけての施設で、建物

遺構(据立柱・礎石・石龜)・堀・神泉(井戸)・門・鳥居などで構成され、約50m四方の方形区画をもつた神社と考えている。

木簡は建物遺構(神社)周辺から三箇所、その南側を走る堀の中から二二一点が出土した。堀は幅約4.5m深さ60cmを測る。断面形状は底が平らで、側面が垂直に立ち上がる箱型である。堀は施設の中軸線部分で途切れおり、ここが入り口となっている。この入口に入った脇で直径50cmの木柱を一基検出しておらず、鳥居の柱と考へている。対となる柱の想定位置は調査区外である。

この鳥居をくぐる手前左側の堀の、1mの区間を調査した。堀の堆積は大きく二層に分けられる。上層は有機質を多く含んだ粘質土で、時間をかけて堆積し水位の上昇時には琵琶湖と水面を同じくした様子も見られる。下層は砂と粘質土の互層で、堀が掘削された後、時間をあまり置かずに入り込んだ層であることが観察される。

木簡は上下層から出土した。出土点数は破片を含めて200点を超える。下層の最も早い段階で堆積した層から出土した木簡に保延三年(1137)、上層から出土した木簡に保元二年(1157)から建久二年(1191)までの年紀が認められる。木簡のほとんどは起詣文であり、卒塔婆が数点と告知札かと思われる横木に縦書きした木簡が一点ある。出土状況は雑然と重なり合う様子が観察され、踏み込まれ破壊されたものも見られる。また、堀からは同時に署・松明・箱・曲物・漆椀・幣串など多彩な遺物が出土している。

この堀の内側（北側）にも一時期古いやや規模を小さくした堀を検出し、この堀の中からも同形状の木片が二〇点近く出土した。この木片類は劣化が著しく墨書きの痕跡を認めることができないが、形

8 木簡の仮文・内容

「〔先カ〕大梵天王帝尺天衆炎魔法王五道大神奉始王城鎮守 右元者若首原有貞□表盜取候シテ不取 菅原有貞

〔諸文カ〕八幡三所賀茂上下祇園〔前カ〕山住吉等諸大明神殊別山王權現 論申上件神祇冥道神罰冥罰及三人

〔後カ〕部類眷屬當所五所大明神〔中カ〕等諸大

明神惣日本國中一万三千七百余所大小神祇眞□敬白也

罰□及候□仍請申天判 如件 保元二年八月六日

1330×95×7 (51)

(2)

にか左□□

□か□れるにとりもくはれて取りくはり

〔久カ〕の

永暦元年四月十日

「〔前カ〕御平治元年六月十六日戊辰吉日吉三川安行□代大主敬白

先大梵天王帝尺天衆

殊別至三城鎮守八番

殊別當國鎮守山王七社竹生禪弁才天女

右件□之□□□

1330×95×7 (51)

五道大神日五星廿八 大寺北野祇園五頭天王

再拜々々 宿歲魔法王四大天王

稻荷三所加毛下春

〔後カ〕百

□大小之神祇□道□也

治天教白

□大明神八大明神

□四子之毛口□調蒙令給敬白

1330×95×7 (51)

状から起請文木簡とするのが妥当であると考えられる。同層から出土した土師器皿は先の木簡類よりも古い一一世紀末のものである。

なお、土師皿に呪符文を記した墨書き土器が一点出土した。

(4)

請申天判

先梵天帝尺奉始別王城鎮守八堵三所 □ X

奉始取別當所五所大明神福懸祝山津明 □ X

一万三千七百余所大小神祇冥道 □ □ □ □ □ □ X

(5)

再拜々々

奉先大梵天王始王城鎮守八堵三所奉始十八大明神當國鎮守山王七社奉始武建マ兵主

〔部〕

〔三所カ〕

〔諸神祇カ〕

三上四所大明神當

〔部カ〕鎮守生弁財才天

〔代カ〕

〔藍カ〕

〔水升カ〕

〔成包〕

右元者當

〔御庄供カ〕米

〔木カ〕佐

〔淨カ〕又安貞光

〔火升カ〕かも是正藏

〔水升カ〕

〔成包〕

此六人中右供米々此子れに

太る米々一人々々も子れに

太る供

〔米カ〕一升若

〔水升カ〕三升にても

平治元年六月廿四日

人の取

〔見カ〕も

〔代カ〕又此六人中

〔藍カ〕中に取

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕六人八万四千毛穴每

近三日

2205×125×10 051

(6)

維當歲次 大歲 □ □ 平治元年六月廿四日奉驚大日本朝中有

〔勢無勢カ〕〔小カ〕

大 □ □ 諸神 □

再拜々々

奉先大梵天王始王城鎮守八堵三所奉始十八大明神當國鎮守山王七社奉始武建マ兵主

〔部カ〕

〔三所カ〕

〔諸神祇カ〕

先大梵天王帝尺天衆

下界王城鎮八堵 殊別當國 □ □ 山王七社當郡竹生嶋

若 □ □ 貢請取

〔地カ〕

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕

再拜々々

□ □ 大神日月五星廿八

賀茂上下祇園

大小神 □

五所大明神 □

社日本國

〔地カ〕

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕

〔成包〕

宿炎魔法王四大天王

三所 □ □

〔地カ〕

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕

〔成包〕

〔水升カ〕

〔成包〕

□ □ □

□ □

1504×102×7 041

(52)X(89)X10 019

(7)

(7)

「
維當歲次〔月カ〕
廿六月十日〔吉日カ〕
良辰□□□
再拜々々

惣日本國中一万三千七百余所大小神祇冥□□□
〔定カ〕
〔始カ〕
〔一月カ〕
〔十四日カ〕

奉□
右二人□□
百米一斗□□□□□
支去取〔右カ〕

芳伴米一斗□□□□□

□王城□
当國鎮守山王七口□□□□□

右二人□□
百米一斗□□□□□
支去取〔右カ〕

1692×143×4 051

「先大梵天王帝尺□×

「再拜×

(265)×(36)×6 051
(142)×(58)×3 051

(10) 「太ニ」
×□建久三年辛亥驚申 下八幡大井×

(460)×(22)×9 051

(11) 「太ニ」
×々々々 日月五星廿八宿

塩津五所大明神〔日本カ〕
三千七百余□大小之神紙〔冥御カ〕

神罰

(1340)×(70)×4 051

四大□□□□
小□□□□□

野□春日大明神
三千七百余□大小之神紙〔冥御カ〕
神罰

(1302)×(72)×6 051

×□主五所若宮□□□□□□□□□□
卷萬〔總カ〕日本國大小神祇冥道
上件驚〔武カ〕神祇冥道罰〔武カ〕次身何罰可樂者也仍請〔申カ〕

×□春□□當御庄 武次共具足ヲ取又ス〔參カ〕
二二斗。取不取論申者

永曆元年十月八日穴太
武次

(1302)×(72)×6 051

「
 維歲〔火カ〕「治元年〔月カ〕甲午吉日〔日カ〕」〔定カ〕
 先大梵天王帝□□ 下界□王城鎮守八番〔番〕三所〔所〕 殊別山王七社竹生弁才天女〔右事カ〕
 再拜々々 天□五道大□四大天 加毛上下祇園稻荷春日 塩津五所□總日本□□一万〔意カ〕「補カ奉カ」〔取益〕
 王□□月□□ 大明□□ 三千七百□□□大小之神祇冥道□□□□七口〕 1500×100×4 05.
 「
 維年次保延三年七月廿九日以請申天判事 コトニハ當所鎮守 惣天ハ日本朝中一万三千七百余所大小神等御前如
 上界ニ大梵天王牘尺天乘四大天王 五所大明神 驚泰元者草部行元若此負荷内魚ヲ 148×127×9 04.
 再拜 小界ニ王城鎮守八万大善薩賀行下上 稲慈祝山 一卷ヒヨウ取なかて候ハ近ハ三日遠ハ七日内 と申
 総十八大明神別シマハ當國鎮守山王七社 津明神并 若宮三所 行元身上上件神御神罰ハ八万四千毛口穴如加ふるヘク
 諸事〔申請カ〕「〔審カ〕」〔次カ〕 〔致賈ヘカ〕
 右天判請元者□□□子□□□子□□□子□□□子□□□子□□□子□□□付□□□□□ 148×127×9 04.
 上奉始梵天帝號四大天王□魔法王冥道冥界泰山府君 廿三ノ内頭□□□密〔乃カ〕密〔人カ〕無□中大□
 再拜 司命司祿□□大井□□□□□□□□□□□□惡王城鎮守□□所□其〔數ハカ〕所□其〔塙津〕 148×127×9 04.
 八大明神□日本國中□六十餘州大小神祇冥道□□ 〔主カ〕
 □□□□□□□□□□□□

2007年出土の木箋



16

「奉先大_{〔梵カ〕}天_{〔王〕}始_{〔カ〕}王城鎮守八幡三所□□□□当國鎮守山王七社□□×
再拜々々

三神□□□竹生弁才天女

17

維當年次大歲庚辰永曆元年四月十日奉驚×

〔再カ〕

当國鎮守山王七社武建マ兵主×

(673) × (46) × 8 081

「五所

〔蓋カ〕
□□云□云□□□□□□□□□□□□

海運守護 文治三〇年_{〔四月カ〕}

□□

〔王子カ〕
有□□□之□□□□□□□□□□□□□□

400×90×5 051

今回報告の木簡はほとんどが「浮上り文字」で、墨痕が確認できる木簡は僅かである。そのため非常に解説が困難であり、十分時間を使つてしまつてない。今回は比較的形狀がよく、文字がある程度解説できたもの、年紀が残る木簡などに限定して報告する。報告の木簡はいずれも堀一の出土である。木簡の形狀は〇五一型式がほとんどで〇四一型式などが数点ある。頭部は丸形、四角形、三角形(主頭)状に大別できる。墨書のある表面は平滑に仕上げるが、墨書が全くない裏面はヘギ板のままである。下端部は変色等の痕跡はなく地

面に突き刺したものではない。数点の木簡に紐などで繋られていた痕跡が見られ、垣や板などにくくられていたものと思われる。記載された内容は(4)以外すべて起請文である。

(1)は完形品で墨痕が残る。全面削りで頭部は圭頭形に下端は尖らせ。下端部左右に切り込みがあり、その部分に紐などでくられていた痕跡が残る。本文は三段書きする。簡頭は「請文」か。統いて神文と呼ばれる神仏名が続く。「前山」は不明。「住吉」は他の木簡に記載例はない。当所鎮守の「稱應祝山」は(4)にも例がある。

誓文の「口表」は暁の意か。盜人の暁を否定する起誓文であろう。起請人は「菅原有貞」ら三名である。最後に保元二年（一一五七）八月六日と記す。

(2)は、上端は折れと切削で、下端部は削る。切断面は鋭利な刃物で斜め上から断ち切られている。ほとんどが「浮上り文字」で墨板が僅かに残る。後半の誓文部分で仮名文字が多い。誓文の内容は明確ではない。

(3)は、全面削りで、頭部は丸く作る。「浮上り文字」が明瞭である。冒頭の「再拝々々」は多出する。一行は段落を区切らずに干支と年号、誓約者「三川安行」を記す。「維歲次」に始まり「敬白で終わる文書の書式に則る。「塙津」に続く文字は他例のすべてが「五所」である。「米を盜んでいない」事を誓約し、罰文は「毛口」とする。

(4)は、右辺は切斷または削れ、下端部は鋭利な刃物で左右から切斷されている。文字は浮き上りで残る。「請申天判」は他に一例ある。神文部分のみが残る。「津明」は「津明神」⁰⁴であろう。

(5)は、全長二二〇・五〇の木簡で高島市鷹道出土木簡の一六六・五〇を超える。右側面を部分的に二カ所、幅一〇ほど欠損するがほぼ完形である。欠損部は斜め上から鋭利な刃物で切り込まれ、左側面にも同様の傷が残る。「奉讐」の類例は「奉讐」⁰⁵や「驚奉」⁰⁶、「驚申」⁰⁷がある。当國鎮守の「山王七社」は日吉神社で他

の木簡でも常に当國の筆頭神である。「武建マ」は⁰⁸もあり、現存する近江一ノ宮の建都大社である。兵主・三上・竹生弁財天も現存する。第二節目では起請人が「佐木本又安、淨真光、かも是正、藏口次升、□□□、□□威包」の六人となり、一行目以下の「此六人」と一致する。一行目初め五文字以下は「御庄供米」で「供米」は以下二回出てくる。一行目に二回出てくる「□□太る」の未読文字は同一文字で三行目七文字目も類似する。三行目中段の「盜」は明確ではない。誓約文の大意としては「この六人（通送人か）は庄園領主に納すべき供米を一升たりとも盜んでいない」となる。罰文は三日以下欠損するが定型句の「蒙神罰六人八万四千毛穴毎近三日遠七日」であろう。

(6)は、全面削りの完形品で、頭部は圭頭形、下端部は羽子板状になる。墨書が残る。下段の一行「賈請取」から三行目の「神罰」にかけて横に幅一〇ほど変色し、紐か細板などで隠されていた痕跡が残る。年は干支と年号を併記する。「戊午吉日」以下は不明。⁰⁹神文部分の「日月五星・廿八宿」は「炎魔法王」の前に、「四大天王」は後に記す。下段の誓文部分は墨の残りが悪い。

(7)は、右側面が部分的に欠損するが、全面削りの完形品である。文字は浮き上りで残る。一行目「歲次」下の「丁丑」は割書する。「丁丑」は保元二年（一一五七）であろう。二段、三行目は「白米一斗」四行目には「件米」など米に関する誓文である。一行目最終

段は年紀が再記されたものか。

(8)は左右両刃割れ、下部は折れている。神文の定題句である大梵天王・帝釋が浮き上がりで残る。(9)は左刃割れ、下部は折れている。00は七点の破片中の二点である。左右両刃は割れ、上下両端は折れている。「建久」一年(一一九二)は今回出土木簡の年紀では最も新しい。

(10)は上端は折れ、下端部は一段細く、さらに両側面を削り込むが尖らずに面をなす。左右両刃は削れる。二個体を接合したもので、墨痕が残る。神文と副文部分で「春日大明神」と「塙津五所大明神」の間は段落の空白になる。下端部の一段細くした「神詞」周辺は幅二四ほど、括られていたためか変色が見られる。

(11)は上端は折れ、下端部は削る。墨痕が残り、書文部分の残りが多い。「永曆元年」(一一六〇)の年紀は四例ある。最終の「穴太武次」は「武次」をやや上にして割書する。「行日」「御庄」は四の「御庄供奉」の文字と類似する。書文の「又スソ□ニニ斗」は□を「參」とすると文意が不明瞭であるが「具足・又スソ・一二斗」など具体的な物の名称である。

(12)は四周削り。文字は浮き上がりで残る。表面は削り痕の凹凸面が、その上に文字を記しており凸は二次調整でなく当初の未調整面を残したと思われる。一行目の「己卯」は平治元年(一一五九)であろう。「七日」の下にも「甲午」の干支を記す。神文部分は書

文部分に比べ比較的明瞭である。王城鎮守神には「八幡三所・賀茂上・祇園・稻荷・春日大明神」と連記するが、当國・当郡・当所の諸神は「山王七社・竹生弁才天女・塙津五所」と他例の筆頭神のみを記す。

(13)は羽子板状の完形品である。下部の柄状部分の上下二カ所に切り込みが入る。堀一の下層から出土した。墨書文字は明瞭に残り、神文から書文、副文まで文意が判る。本文は三段落、四行書きであるが二段目は五行、最終文字の「と申」は整形した記載面が無くなり、隣の三行目の下に記す。全体に右下がりの文字で、右側面下から筆を運んだ痕跡が見られる。一行目の年紀は「保延三年」(一一三七)で日本最古とされる「三春是行起請文」(平安後文)、(一一六四号)の久安四年(一一四八)よりも一年遅れる。神文は「上界」と「下界」で区分する。当所鎮守神「若宮三所」は(5)、(12)とも記載例がある。三段目一行からの書文の起誦者は「草部行元」で「負荷」は運搬を請け負った荷物、「魚ヲ一巻」は北陸からのものであろう。草部行元は塙津港を拠点とする湖上水運の運送人と推測される。「取なかして」の「な」は「に」の可能性もある。副文の「近三日遠七日」「神詞八万四千毛穴如」は定題句である。最終行の「毛口穴」の「口」はやや不明瞭である。「と申」が話し言葉で終わるのは、起請文札を読み上げていた為か。

(14)は、完形品である。墨痕と浮上りでの判読が可能である。文字

は上半部の神文部分が比較的良好残る。本文は五行書きで細かな字をびつしり記す。簡頭の「再拝」は三行分の横幅を取つて大書きする。一行目は「謹○請申○天判事」か。神文の「泰山府君司命司祿」「六十餘歳」は初出である。誓文に地名と思われる「敦賀」「塙津」がある。

(6)は、墨痕が残る。上端削り、左右両辺削れ、下端は左右から切斷される。「三神」は三上神社か。(7)は、上端は削り、左右両辺は削れ、下端は左側面の斜め上から切斷される。年は干支と年号を併記する。武建マ(建前)と兵主は一例目になる。(8)は、完形品である。上は丸型の頭部の中央に幅約三mm、高さ約一mmの宝珠状の突起が付く。その部分の劣化は進んでない。下は右半分は平らに左半分は斜めに削る。上から約一mmの中央部に五mmほどの穿孔がある。頭部の突起部を枘穴などに差込み、穿孔部は釘で固定したものであろう。文字は浮き上がりで残る。本文は三行書きで、中央行の頭に「文治三年」(一一八七)と記す。穿孔は「三」と「年」の間にある。これまでの起請文木簡と形状や用途、内容が異なる。「海運守護」は琵琶湖湖上交通の安全を祈願したもので、船札か棟札のように使われたものであろう。

(1)と(2)は起請文木簡である。記載の形式は冒頭に必ず「再拝」や「請申天判」などの神仏を称える語句が記される。本文の形式はすべて神文・誓文・罰文の順に記載され、従来「前書」と呼ばれてい

る誓約文が先になる例はない。本文は長文のため書きやすく、又読みやすくするために二・三段に段落で区切る。一行目は事書形式に年月日や起請者などを一行書きする例(3)(6)(10)もある。年紀は未報告分を含め二・三例あり、保延三年から建久一年の五四年間である。月は四月から一〇月に限定され、冬季はない。起請者は一名現れるがいずれも名字を持つ。神文は古代ヒンズー教の神々のうち「梵天・帝釋天」が必ず筆頭に記され、次に中國道教の「炎魔法王・五道大神」などを記す。王城鎮守神は「八幡三所」を筆頭として「賀茂」など平安京や周辺の主要な神々が続く。近江国では「山王七社」が常に筆頭神で、近江一宮である「武建館」は「例あるがいすれも日吉山王社の下位に記される。浅井郡の神はいずれも「竹生島弁才天」である。塙津の当初神は「塙津五所大明神」を筆頭に「稻穂祝山・津明神・若宮三所」に限定される。「祝山」の字名は塙津浜北東隅に現存し、香取五神社が祀られている。

誓文は一行以内で簡単に記す場合がほとんどで、文字の残りも悉く、文意がつかみにくい。日常的な物や行為として「口表・米一升・白米一斗・供米・具足・魚一巻」などを「取取・盜取・取なかし」(2)-(4)などの語句から行為をしていないとする内容が中心である。最後に記される罰文も「神罰冥罰及三人身八万四千毎毛孔近三日連七日内」(1)など古文書にある定型表現が多い。

滋賀・国領遺跡



(彦根西部)

1	所在地	滋賀県彦根市田附町
2	調査期間	一〇〇三年(平成15)四月～一〇〇四年三月
3	発掘機関	滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協議会
4	調査担当者	神保忠宏
5	遺跡の種類	集落跡
6	遺跡の年代	平安時代後半・室町時代
7	遺跡及び木簡出土遺構の概要	国領遺跡は琵琶湖東岸にあり、湖岸までは約二畳に位置する。愛知川右岸の自然堤防がやや落ち込む地点にあたり、現在の集落に隣接する水田地帯にある。近くの八幡神社には永仁六年(一一九八)の銘をもつ七重石塔がある。

今回の調査は県道建設に伴うもので、約三〇〇〇m²を調査した。調査の結果、平安時代の掘立柱建物三棟・溝・土坑・井戸など、

国領遺跡は琵琶湖東岸にあり、湖岸までは約二畳に位置する。愛知川右岸の自然堤防がやや落ち込む地点にあたり、現在の集落に隣接する水田地帯にある。近くの八幡神社には永仁六年(一一九八)の銘をもつ七重石塔がある。

6 木簡の収集・内容

8 木簡の収集・内容

(1) ×香身毛孔□□

(2) ×品騒累於汝我

(3) ×広宣流布於閻浮提無

(126)×18×0.2 061

(123)×19×0.2 061

(120)×18×0.2 061

(118)×18×0.2 061

(115)×18×0.2 061

(133)×19×0.2 081

(5) ×提人病之良藥若

×病即消滅不老不死宿土

室町時代の溝などを検出した。

今回報告する補経は、神崎郡多里方向とほぼ同じ方位の溝から出土したもので、この溝は幅約2m深さ約35cmを測り、下層からは平安時代の遺物が出土した。補経はこの溝の上層で、溝の中心より南側、直徑約1mの範囲で出土し、比較的原形をとどめた10枚は土圧で押され二つ折になった状態でまとまつてみつかった。そのほかは周辺に散乱する状態で出土した。総数は三十六点あり、うち文字の記載されたものは二〇六点。接合して出典が判明したものは三六点である。共伴遺物がないため時期は明確ではないが、薄く平滑に仕上げ、経文を片面のみに書写する形態から、一五世紀中期以降の可能性が高い。

(7)	×若見有是持是經者心以青連華盛滿 (168)×19×0.2 081	
(8)	×散其上散已作是念言此人不久必 (170)×19×0.2 081	
(9)	×草坐於道場破諸魔軍當吹法螺擊大 (179)×19×0.2 081	
(10)	×度脫一切衆生老病死海是故求仏道 (176)×19×0.2 081	
(11)	×持是經典人應當如是生恭敬心 (156)×19×0.2 081	
(12)	「說是藥王……品時八万四千菩薩得 (2+105)×19×0.2 019	
(13)	「解一切衆生語……尼多寶如來於寶塔 (55+104)×19×0.2 019	
(14)	×善哉善哉宿王華×	
(15)	(75)×19×0.2 081	
(16)	×德乃能問祇迦牟尼佛如×	
(17)	(87)×19×0.2 081	
(18)	×音菩薩品第二十四	
(19)	(107)×19×0.2 081	
(20)	×尼佛放大人相肉髻光明及放	
(21)	(135)×19×0.2 081	
(22)	×光遍照東方百八萬億那由他	
(23)	(127)×19×0.2 081	
(24)	×有世界名淨	
(25)	(63)×19×0.2 081	
(26)	×智如來應供	
(27)	(65)×19×0.2 081	
(28)	×菩薩大衆恭	
(29)	〔卷〕	
(30)	×菩薩光明遍	
(31)	×薩不起于座身不動	
(32)	×善闍山去法座	
(33)	×蓮華闊浮標金為	
(34)	×賢聖板迦寶以為其臺	
(35)	×是運華而白佛言	
(36)	×有若干千万蓮華	
(37)	×葉金剛為賢聖板迦	
(38)	×迦牟尼佛告文殊師利	
(39)	(165)×18×0.2 081	
(40)	×從淨華宿王智佛國	
(41)	×而來至此娑婆世界	
(42)	×王難苦 隨刑欲壽終 念彼觀音力 刀尋段段壞	
(43)	(152)×18×0.2 081	

香身毛乳

(1)

六屬里外卦卦數

(2)

廣宣流布於閩學提無

(3)

龍夜天鳴禪茶葉得

(4)

相人疾之良藥君

(5)

東都城外不老不死帝王

(6)

看見有妄語是筆者應筆耳遺筆感語

(7)

戒莫上交作莫下合取人莫久交

(8)

幸望於道復研讀麻蘆重寄生馬上報大

(9)

萬物一氣死生參詮死海是故老傳

(10)

苟是經典人極掌如要生恭教

(11)

葛生延蔓王孫特八月可卜至屋傳

(12)

解手虛空任辰夕盈如米匙穿首一器

(13)

言哉善哉寫玉章

(14)

萬物歸陰而生於陽者也

(15)

音其聲周而存第十四

(16)

左佛說大科肉髻光朋友放

(17)

危漏者東晉八方懷帶中化

(18)

- (27) 有動井送度以爲工臺
- (26) 金遷華圓浮種金爲
- (25) 目闇嗚者法座
- (24) 蓮不梵之座身不動
- (23) 各家元相遍
- (22) 言產太深奏
- (21) 工調條大
- (20) 于和未應矣
- (19) 令世界名牛
- (36) 三長是往
- (35) 二兩說是故
- (34) 王難吉臨刑等終念彼觀音力乃至陵院墳壙
- (33) 菩至心淨華南王智佛國
- (32) 徒淨華南王智珠師利
- (31) 善金剛爲贊勸牛迦
- (30) 目若干千方連等
- (29) 在蓮華西百佛言
- (28)

(5) [訛文]
□□是故

(120)×17×0.2 001

69 □是注

(118)×19×0.2 001

経文は一枚に七文字を記す。(1)~(4)は「妙法蓮華經」薬王菩薩
本事品第三で、(1)は一四八行目、(2)~(4)は一五〇~一五一行目、
(5)~(15)は一五四行~一六四行部分である。(12)~(13)は主頭状の頭部が残
る。(12)は一六一行目であるが中間で四文字「菩薩本事」が欠ける。
(13)は一六二行目であるが、中間で三文字「言陀羅」が欠けている。
06~09は「妙法蓮華經」菩薩品第二四で06はその巻首である。(17)~
(23)は一行目~七行目部分、(24)~(33)は一九行~三八行目部分である。(27)~
(28)は「妙法蓮華經」觀世音菩薩品第二五の九七行目である、五
文字」と間に間隔を区切って記す。09~09は経文は特定できていない。

9 関係文献

滋賀県教育委員会・財滋賀県文化財保護協会「国領遺跡」(二〇
〇六年)

(神保忠志)



(京都東南部)

遺跡の年代 後期旧石器時代～江戸時代
遺跡及び木簡出土遺構の年代

- 1 所在地** 滋賀県大津市関津一丁目・五丁目
- 2 調査期間** 二〇〇三年（平成15）四月～二〇〇七年三月
- 3 発掘機関** 創滋賀県文化財保護協会
- 4 調査担当者** 大崎哲人・藤崎高志・三宅 弘・吉田秀則・中村智孝
- 5 遺跡の種類** 集落跡・官衙跡
- 6 遺跡の年代** 後期旧石器時代～江戸時代
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の年代**
- 関津遺跡は、滋賀県の南部、琵琶湖から流れ出る瀬田川に信楽谷から流れ出た大戸川が合流する少し下流、瀬田川左岸の低位段丘を中心とする水田地帯に立地する。
- 周辺の田上、瀬田丘陵、南郷などには、飛鳥～奈良時代の製鉄を中心とする生産遺跡群や近江国庁跡、木津頃宮跡、保良宮推定地など

どが展開し、勢多橋の存在や東山道が通るなど交通の要衝である。

これまでの調査では、绳文時代後期、弥生時代後期、飛鳥時代、奈良時代～平安時代前期、平安時代中期、平安時代後期～鎌倉時代、室町時代～戦国時代の各時期についてまとまつた遺構・遺物を検出している。

なかでも、飛鳥時代には瀬田川から7世紀第Ⅱ四半期の墨書き土器一点（平12）あるいは「四十匁」が出土し、奈良時代～平安時代前期では幅一八mの道路跡（続日本記）に見える田原道、掘立柱建物群、井戸、銅鏡遺構などを検出し、墨書き土器・円面鏡・形象鏡・風字鏡など多数の官衙的遺物が出土している。平安時代中期では水田の用排水に関する指示を告示した木簡一点（本誌第二七号）、平安時代後期～鎌倉時代になると掘立柱建物一〇〇棟以上と、多数の大和から搬入土器や輸入陶磁器、木製農具、祝符木簡一点（本誌第二八号）が出土している。また、江戸時代に膳所藩が代官所を置いて管理した「関津浜」に想定されている場所で室町時代から戦国時代に通る港湾施設の一部とみられる護岸施設を検出した。

今回報告するのは、二〇〇三年度と二〇〇五年度の調査で出土した二件（各一点）の木簡についてである。

一一〇〇三年度

県営は場整備事業に伴う調査で、瀬田川から一点の木簡が出土した。木簡は遺跡の南東部、住宅地に近接する調査直前まで利用さ

れた用排水路の直下で検出した概ね北東(N45E)の方位をとつて

平行して直線的に延びる幅五五・七五m深さ八・一二mの二条の溝(S310・S311)のうち、溝S310から一五世紀後半の信楽の指鉢とともに出土した。周辺でも一四一六世紀の同じ方位をとる遺構が多數認められるため、溝S310はこの時期を中心とする時期に機能していた可能性が高い。しかし、溝S310の敷設位置と重複する

用排水のための溝が最近まで維持・利用されていることから、木板は混入品であることも考慮する必要がある。そのため、木板の時期は、一五世紀後半まで遡る要素も否定できないものの、出土地点の状況等から、江戸時代以降の可能性も高く、断定し得ない。

一一〇〇五年度

二二〇〇五年度
・北
方
人
物
考
古
學
圖
畫

()

人物考古學圖畫

180 6×(59)×(63)

(1)は、マツの板材で、呪符木簡・からすきなどの木製品とともに、
録貯時代の旧河道から出土した。両面に墨で人物の描かれたやや歪
な長方形で、上端を欠く。表面や側面の加工は粗雑であり、何らか
の部材が転用された可能性が高い。

表面には、ほぼ中央に二人の人物が描かれている。左の人物は、
頭に左右と上方に角のような突起を表現している。右の人物も何か
を被っているためか、顔には右目と口しか表現されていない。両者
とも手は腹の前で組み、榜を身に着け、足は開いている。左の人物
はさらに、左の人物の横には「北方」と読める文字が記されている。
(1)
「アサヒ」

110×65×14
110

(1)は、平滑に製材されたヒノキの板材。留め釘などの痕跡は認められず、用途は不明である。

国道四二三号道路整備事業に伴う調査で、鎌倉時代の旧河道から
一点の木簡が出土した。この旧河道は幅五一・六・五m深さ〇・九m
程を測る。遺物は縄文・中世のものである。

8 木簡の紹文・内容

一一〇〇三年度

裏面には、四人の人物が描かれている。右端の人物の顔は欠損しているが、他の三人の顔には目・鼻・口・耳が表現される。左端の人物の顔は、他の二人の顔の表現とは異なり、目がつり上がり正在するようにも見える。頭には帽子状のものを被り、手は腹の前で組み、襟がV字状に表現され、腰には袴を身に着け、立った状態を表現している。右三人は足が開いているが、左端の人物の足は横の三人の方向を向いている。靴らしきものも表現されている。側面の切断時の加工は粗雑で、数回の刃物痕が残る。旧河道からの出土であるが、共伴した土器類から一二世紀後半～三世紀前半の遺物と考えられる。

本資料の使用目的としては、中国の道教思想の影響を受けた何かのまじない、あるいは魔除けに使われた札であった可能性が強いと考えられる。

9 関係文献

滋賀県教育委員会・滋賀県文化財保護協会「は場整備関係（経営体有成基盤整備）遺跡発掘調査報告書三四一」『關津遺跡I』（二〇〇七年）

同「国道四一二号道路改築事業に伴う発掘調査報告書 關津遺跡』（二〇〇八年）

（藤崎高志・吉田秀則）



II(1)

岐阜・浦畠遺跡



(美濃加茂)

7 遺跡及び木簡出土遺跡の概要
浦畠遺跡は、可見市市街地から北東約2km、木曾川と飛騨川の合流点から東約2kmの平地上に位置する。遺跡の南東には、一六世紀の城館、上恵土城跡がある。

8 木簡の积文・内容
木簡出土遺跡の概要
遺跡の年代 中世～近世
遺跡及び木簡出土遺跡の概要

- 1 所在地 岐阜県可見郡御嵩町上恵土浦畠
2 調査期間 二〇〇一年(平成13)五月～二〇〇三年一二月
3 発掘機関 勤岐阜県文化財保護センター
4 調査担当者 鶴岡高男
5 遺跡の種類 集落跡

6 何の区画で開まれた遺構群の中にある井戸E-10九九から一点出土した。この井戸は、江戸時代後期から幕末のものである。木製品には、木簡の他に、曲物や手桶、建築部材がある。調査区全体から墨書きも出土しており、中世のいわゆる山茶楓、近世の廟器にも見られる。このうち、瀬戸美濃連房(一九世纪)の瓶掛の底部の墨書き「瀬戸/長谷川氏/申年/極月/□□」は注目される。

(1) 「字 浦畠

195×25×0.5 0.6

9 関係文献
「何らかの木製品(報告書では建築部材とするが不詳)から削いた非常に薄い材に墨書きがある。一行目「四□」は、最後の文字と一文字で「□」となる可能性もある。」

発掘調査は国道バイパス建設に伴うもので、調査の結果、中世から近世にかけての集落跡を確認した。検出した主な遺構は、掘立柱建物・土塁・井戸・溝・多数の土坑などである。

(近藤大典(岐阜県教育委員会))





(釋 題)

- | 所在地 | 長野県千曲市大字八幡字東條 |
|---------------|--|
| 調査期間 | 一九〇七年(平19)四月一一日 |
| 発掘機関 | 長野県埋蔵文化財センター |
| 調査担当者 | 岡村秀雄・小林秀行・市川桂子 |
| 遺跡の種類 | 集落跡 |
| 遺跡の年代 | 古墳時代後期～戦国時代 |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 東條遺跡は、古墳時代後期から戦国時代にかけての複合遺跡で、続接土石流台地から連なる押し出し地形の北東斜面未確認部に立地する。標高は三六六～三八二m。遺跡の西に接して漁捨山に向かう「一本松街道」と呼ばれる市道があり、古代からの道と推定されている。 |
| 主な遺構 | 古墳時代後期から奈良・平安時代の祭祀住居と掘立柱建物、鍛冶場 |

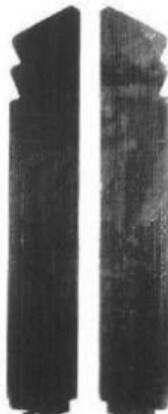
時代後期から戦国時代の礎石建築・掘立柱建築・井戸・溝及び四方の壁に「一〇×三〇cm」の縫をめぐらした堅穴状造構などがある。中世からの遺構・遺物は「一本松街道」との関連があると考えられる。

木簡は有字の井戸から「一五 井戸原から三〇〇件」と出土した
共伴する遺物から、木簡の年代は一五世紀頃と考えられる。

(1)

(146) × (25) × 3 0611

左半分と下部を欠損するが、表面二段目の切り込みに板磚にみられる条線が墨書きされる。文字は浮き上がりで残る。裏面の「南無」は表面と比べて不明瞭。



卷之三

群馬・上郷岡原遺跡

かみごうおかのはら

木簡は、江戸時代中期の田区一面二号建物から出土した墨書きのある建築部材二点である。他に井桁を丸で囲んだ記号が焼印で押された部材が一点出土している。

8 木簡の积文・内容

(1) 「あはれくもへたは
又をもへたは」

(2) 稲の花」

220×183×8
965

360×95×4
965

- | | |
|-----------------|--|
| 1 所在地 | 群馬県吾妻郡東吾妻町三島字上郷・宇岡原 |
| 2 調査期間 | 1901年(平14)四月～1903年一月 |
| 3 発掘機関 | 財群馬県埋蔵文化財調査事業団 |
| 4 調査担当者 | 橋崎修一郎ほか |
| 5 遺跡の種類 | 集落跡 |
| 6 遺跡の年代 | 平安時代～近世 |
| 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | 上郷岡原遺跡は、群馬県の北西山間部にある吾妻郡のほぼ中央に位置し、利根川支流の吾妻川中流の右岸段丘上に立地している。 |
| 8 木簡の积文・内容 | (1) 「あはれくもへたは
又をもへたは」
(2) 稲の花」 |

(1)は、句を書き付けたもの。(2)は太く大きな墨痕が残るが、字数や内容は全く不明である。いずれも端部に木釘を打った孔が開けられており、何らかの場所もしくは器物に固定されていたと考えられるが、具体的な用途は不明である。なお、木簡の积文にあたっては、

群馬県勢多郡富士見村文化財指導委員の中東彩子氏のご教示を得た。

9 関係文献

財群馬県埋蔵文化財調査事業団「上郷岡原遺跡(1)」(1907年)

(高島義之)



(草津)

構造や間取りを知る上で良好な資料である。



(1)



(2)

木簡研究 第二八号

卷頭言 木簡よみの歴史

今泉隆雄

概要 平城京跡(1) 平城京跡(2) 平城京跡(3)

旧大乘院墓園 藤原宮

跡 石持遺跡 山田道路 飛鳥京跡 下田東遺跡 長岡宮跡

跡 戊亥遺跡 平安京跡 伏見城跡 大坂城跡 大坂城下町跡

道路 著振遺跡 渋道跡 涼石城下町原跡本町第一次地点

近世墓群 坂元遺跡 英賀保駅跡尼泊路第三地点

山野里四ヶ日遺跡 田村西櫻古道跡 中屋遺跡 米町遺跡(第一〇地点)

跡 高德院周辺道路 外神田四丁目遺跡 日本橋一丁目遺跡 日本橋

二丁目遺跡 新宿六丁目遺跡 向柳原町遺跡 篠之堀城址

関津遺跡 梅崎寺跡 下古越遺跡 墓の越遺跡 稲之跡跡 毛越寺

跡 向中野館遺跡 高畠町尻遺跡 小田島城跡 鶴ヶ岡城跡(一の丸

南迎点) 梅山遺跡 扎田橋跡 本京城跡 高圓(一)遺跡 十三瀬

道路 下堤・青草町遺跡 昭和町遺跡 木ノ新保道路 久高寺遺跡

千木ヤシキヤ遺跡 加茂遺跡(1) 加茂遺跡(2) 小出城跡 春日山城跡

米子城跡 御所道路 沈没船(推定いろは丸) 埋没地点遺跡 安芸国

分寺跡 萩城跡(外堀地区) 一刀道跡 観音寺遺跡 德島整修跡

高松城跡(瓦跡) 大宰府跡 觀世音寺 延岡城跡

一九七〇年以前出土の木簡(二八)

胡桃館遺跡

般文の訂正と追加(九)

伏見城跡(第八号) 盛本城跡(第十七号) 辻井遺跡(第五・八号)

中原遺跡(第二三・二十四号)

出土木簡釋本論

七世纪の荷札木簡と税制

秋田・久保田城跡（中土橋地区）

- | | |
|---------------|-----------------|
| 所在地 | 秋田市千秋明徳町 |
| 調査期間 | 二〇〇三年(平15)五月～七月 |
| 発掘機関 | 秋田県埋蔵文化財センター |
| 調査担当者 | 五十嵐一治 |
| 遺跡の種類 | 城郭跡 |
| 遺跡の年代 | 一七世紀初～一九世紀 |
| 遺跡及び木簡出土遺構の概要 | |

遺跡及び木簡出土遺構の概要

久保田城跡は、秋田県の沿岸中央部に位置し、秋田平野上に独立して丘状を呈する千秋公園台地（久保田神明山）と周辺の低地を含む一

帯を遺地している。久保田

城は常陸国から転封された

佐竹氏が慶長九年（一六〇四）から居城とした平山城

支那の歴史

発掘調査は、秋田中央道

田) 路建設事業に伴うもので、

(秋 調査地区は 外場に設けられた中土橋と、その東側に



秋 田

あたる大手門の堀、西側にあたる六門の堀に及ぶ。調査面積は七
一二三。

調査の結果、旧中土橋と旧大手門及び旧六門の堀を復出し、旧中土橋の幅員が一尋であることが判明した。また堀の護岸部には、延のような植物質の織物が細杭で留められていることが確認された。出土遺物には、陶磁器類、かわらけ、瓦などとともに木簡を含む木製品などがある。木製品の中には、畜串、刀形、鳥形、舟形が認められ、中土橋近辺で祭祀が執り行なわれていたと推測される。

木簡は、大手門地区北端第三層から三點、穴門地区第一層から一点、出土地不明が一点、計五点が出土した。

大手門地区（北端）第三層

- (1)

- (2)

-

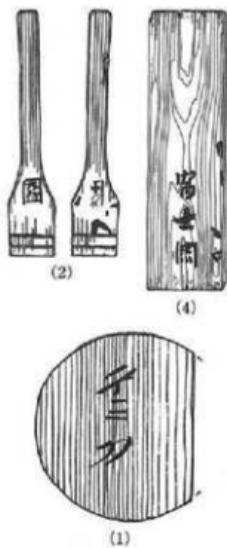
- (3)

穴門地区第一層

(93) X 44 X 7 (06)

133 X 25 X 6 (06)

NUCLEAR



秋田県教育委員会「久保田城跡・幕校明徳館跡」(1996年)
(高橋 学(秋田県弘前市))

9 關係文献

(1)は、曲物容器の底板に三文字の墨書きが認められる。(2)は、刷毛の両面に小さな墨書きが見られる。表面は、文字を方形の墨線で囲む。(3)は、上下両端が欠損している。(4)は、箱状組物の板材であり、右辺を欠損している。(5)は、笠状に整形されているが、釘孔が見られることから箱状組物から転用した可能性がある。

(5) □

(4) □
富士岡

303×(65)×8 061

木簡研究 第二七号

明治山 勝

卷頭言

書くこと開ること

二〇〇四年出土の木簡

概要 平城宮跡、平城京跡左近三至一坊一坪

平城京跡左近三至五坊

大寺町境内 西大寺町境内 旧大乘院庭園 下水東方道路

東大寺町境内 西大寺町境内 旧大乘院庭園 下水東方道路

平安京跡右京六条三坊六町 四条通 石神通 飛鳥京跡

平安京跡右京六条三坊六町 宇治市街道路 内八丁道路

北花田町 逢路・内里八丁道路

板井寺ヶ谷遺跡

福富町道路

鶴ヶ浦道路

丸安遺跡

下津北山道路 清洲城下町

道路 大南村東一道路 土橋道路 上吉道路 北美町房 須崎町

下馬辺道路 (銀倉女学院地点) 水堀道路 水戸善徳川家小石川屋敷跡

鶴ヶ浦小笠原家敷跡 椿原家敷跡 (泰日町)

道路第三、IV地点 水野原道路 (新宿区No.1-10道路)

天龍寺道

跡 茂西城 (1) 萩野城 (2) 小針北道路

長須賀条里制道路

市原

多里制道路 (宝信地区)

北下道路 (1) 西根道路 (2) 関津道路 北宣

道路 加茂道路 慈恩寺道路 松本城下町跡伊勢町

桜崎寺跡 泉慶寺跡 (難波行方郷衝) 若林城跡 市川橋道路

柳道跡 柳之御所跡 (1) 柳之御所跡 (2) 花立丘道路 沼江道路 手本

柳道跡 柳ヶ岡道路 (柳川谷尾道路) 東横小屋町道路 藤本町

高間 (1) 道跡 本町一丁目道路 藤本C道路

花立丘道路

弓住町跡 三角田遺跡 松葉道路 上田道路 南魚沼市金谷地

内試掘調査地點

猪垣東遺跡 西川内北道路 中野清水道路

千軒町道路

城仮土居屋敷跡 高松城跡 (松平大膳家上屋敷跡)

鳥居下町道路 (中條鳥居町一丁目地点)

常三島道路 新成道路

一九七〇年以前出土の木簡 (二七)

釋文の訂正と追加 (八)

平城宮跡 (第二〇・一二・二二号) 御馬城下町跡 (第二二号)

廣瀬義雄

シボジウム「中國簡牘研究の現状」の記録

江陵張家山一四七号墓出土竹簡とくに「三年律令」に関して

葛谷至
關尾史郎

中国簡牘としての長沙與簡

新刊紹介

葛谷至著「不變・竹簡の語る中國古代—書記の文化史—」

渡辺見宏

価格 五〇〇円

送料

六〇〇円



(本荘)

岩倉館跡は、日本海まで約四・五kmの出羽丘陵西端部に立地する。標高は七〇m前後。岩倉館は、由利十二頭の一人である内越左近の居城と伝えられる。日本海沿岸東北自動車道建設事業に伴い、二〇〇三・〇四年に発掘調査が行なわれた。

館跡の範囲は、南北五八〇m東西二三〇mと推定され、西側は採石などにより大部分が失われている。

調査では空堀や土塁のほ

秋田・岩倉館跡

いわくらだい

- 1 所在地 秋田県由利本荘市福山字岩倉
- 2 調査期間 二〇〇四年(平成)五月一～〇月
- 3 発掘機関 秋田県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 粟澤光男・藤田賛哉ほか
- 5 遺跡の種類 城築跡
- 6 遺跡の年代 一四世紀～一六世紀前半
- 7 遺跡及び木簡出土遺物の概要

岩倉館跡は、日本海まで約四・五kmの出羽丘陵西端部に立地する。

か、丘陵の傾斜部に造成された一〇面の郭(一郭・X郭)が見つかった。各郭からは、掘立柱建物、堅穴状遺構、土坑、溝、柱列などが検出された。出土遺物は、中国産の青磁、青白磁、白磁、染付や国産の珠洲系、越前・瀬戸美濃の陶器類の他、五輪塔の一部などがいる。時期的には一四世紀から一六世紀前半までの幅をもつ。

木簡は、二〇〇四年度調査において、SE一七二〇から一点出土した。SE一七二〇はⅢ郭面の東側で確認された井戸で、径一・五m前後、深さ約一・九mを測る。木簡は、廃絶時に拳大の礫七点とともに埋められた草塔婆と思われる。

- 8 木簡の积文・内容

(1) ×大靈追善供養□大菩提□

上 下両端及び、左辺の一部を欠損する。下部は尖らせる。スギ材。

(1028)×121×9 051

- 9 関係文献
秋田県教育委員会「岩倉館跡」(2004年)

(藤田賛哉)



秋田・藩校明徳館跡

はんこうめいとくかん
（第二五号）

会による発掘調査が行なわれ、四点の木簡などが出土した。（本誌
第二五号）

- 1 所在地 秋田市中央一丁目
- 2 調査期間 二〇〇三年（平15）七月～八月
- 3 発掘機関 秋田県埋蔵文化財センター
- 4 調査担当者 五十嵐一治
- 5 遺跡の種類 城下町跡
- 6 遺跡の年代 一七世紀前半～一九世紀
- 7 遺跡及び木簡出土遺構の概要

藩校明徳館跡は、日本海沿線から東に約五・三kmの秋田低地上に

立地し、標高は約六m。JR秋田駅の西約六五〇mにあり、秋田藩
主佐竹氏の居城・久保田城
下の内町にある。藩校明

徳館は、寛政二年（一七九

〇）に「学館」の名称で開
学し、寛政七年に「明徳
館」と改称され、明治維新

まで存続した。本遺跡は二
〇〇一年、秋田市教育委員

会による発掘調査が行なわれ、四点の木簡などが出土した。（本誌
第二五号）

今回の発掘調査は、秋田中央道路建設事業に伴うもので、調査面
積は二〇〇m²。調査区は、秋田市教委による発掘成果や「久保田城
下絵図」などから、藩校敷地の北西隅外で、上級家臣である小場家
の屋敷地にあたる。調査の結果、土坑五基・溝九条・柱穴（列）な
どを検出し、多くの陶磁器類や木製品などが出土した。

木簡は、不整精円状の土坑SK三三から一点出土した。共伴遺物
には、一七世紀前半の灰釉丸皿や清継皿などの陶器類が多く認めら
れた。

8 木簡の积文・内容

(1) □□□

（86）×16×2 019

下端のみ欠損。墨痕は鮮明であるが、判読できない。

9 関係文献

秋田県教育委員会「久保田城跡・藩校明徳館跡」（二〇〇六年）

（高橋学（秋田県立考古調査事務所））



（秋田）



木簡研究第二六号

卷頭言――全国木簡出土遺跡・報告書総覽 刊行に寄せて―― 小林昌二

木簡研究 第二五号

卷頭言—木簡を観る—

木簡

平川 南

概要 平城宮跡 平城京跡石堤（三塁三坊三坪）

西大寺旧境内

興福寺

一乗院跡

藤原宮跡

藤原京跡

右京七条坊

藤原京跡

右京一条一坊

坂田寺

藤原京跡

石室六

七条四坊

飛鳥京跡

菟池遺跡

酒船石遺跡

坂田寺

跡 長岡京跡

平安京跡

右京三条一坊六町

東寺（教王護國寺）

旧境

内 中之島六丁目所在遺跡

長原遺跡

西ノ止道跡

鬼虎川遺跡

中林・中道遺跡

貞義院遺跡

野邊跡

諸良郡桑里遺跡

三原石田遺跡

中林・中道遺跡

貞義院遺跡

跡 上橋下遺跡

中村遺跡

箱根田遺跡

五合側遺跡

（仏法寺跡）

下宅部遺跡

駒西城跡

駒西城武家屋敷跡

大慈恩寺遺跡

羽黒遺跡

野路岡田遺跡

西河原遺跡

西河原宮ノ内遺跡

三堂遺跡

跡 苏勒寺西

遺跡 松本城下町跡

兼部遺跡

佐野城（春日岡城）跡

泉森寺

跡 仙台城跡

（の丸北武家屋敷地区）

大古町遺跡

市川橋遺跡

志賀山遺跡

中尊寺境内大池跡

蕃校明德館跡

新城平岡（四）遺跡

石塚遺跡

糸田・寺中遺跡

中居サワ遺跡

南新保北遺跡

下沖北遺

跡 湘南遺跡

草野遺跡

黒瀬遺跡

青木遺跡

黄幡一號道路

延行

条里遺跡

浜ノ町遺跡

新潟町三丁目遺跡

常三島遺跡

守護町勝瑞

遺跡 南江戸闇目遺跡

別府遺跡

朽網南坂遺跡

下月隈C遺跡群

高畠遺跡

元岡・桑原遺跡群

高畠遺跡

元岡・桑原遺跡群

一九七七年以前出土の木簡（三五）坂田寺跡

叢文の訂正と追加（六）

志賀公園遺跡

（第二四号）

元岡・桑原遺跡群

（第一三号）

中世木札文書研究の現状と課題

長登羽山遺跡出土の銅札木簡に関する一試論

古代荷札木簡の平面形態に関する考察

書評 富谷至編『辺境出土木簡の研究』

報

編集 五〇〇〇円 発行六〇〇円

木簡研究 第二四号

卷頭言 情報化と松と柳

東野治之

二〇〇一年出土の木簡

概要 平城京東市跡推定地・薬師寺旧境内

旧大乘院施園

東大寺

藤原宮跡 藤原京跡左京二条一坊 藤原京跡左京六条一坊 七条一坊

石井遺跡 飛鳥池遺跡 長岡京跡 平安京跡右京六条三坊七、八、九、

十町 佐山遺跡(B2地区) 大坂城跡 東心齋橋一丁目所在道路

広島藩大坂城廻敷跡 児虎川遺跡 上津島遺跡 上町東遺跡 六条道

跡 明石城武家屋敷跡 溪之口遺跡 赤穂城跡二の丸 志賀公團遺跡

下懸道跡 『田舎道跡 史跡建民寺境内 宮町遺跡 柳道跡 八角堂

遺跡 植田遺跡 八幡道跡群社宮司遺跡 植田日奈里制遺構 砂畠遺

跡 皋庭寺跡(陸奥国行方郡衛) 中野高柳遺跡 市川塙遺跡 仙人

西遺跡 十二社B遺跡 福音寺廢寺跡 本荘城跡 北遺跡 細若古道

跡 高麗(乙)遺跡 福井城跡 鉢田・寺中遺跡 北中条遺跡 指江

B遺跡 四柳白山下遺跡 寺地遺跡 岩倉遺跡 六日町余川地内試掘

調査地点 北小脇遺跡 浦庭遺跡 船戸桜田遺跡 船戸川崎遺跡 出

雲國府跡 川入・中瀬川遺跡 安芸郡分寺跡 南浦川町一丁目遺跡

南奈良土居遺跡 高知城伝下屋敷遺跡 中原遺跡 京土遺跡

一九七七年以前出土の木簡(二四) 平城宮跡

秋文の訂正と追加(五)

荒田日奈里遺跡(一七号) 銀塙遺跡(二三号)

古尾谷知浩

但馬特別研究集会の記録

日高町の古代遺跡と出土木簡: 加賀見石一、出石町の古代遺跡と木簡

... 小寺誠、持株遺跡出土木簡と但馬國巣鴨地の桑里... 山本英、九世紀の国郡支配と但馬國木簡: 吉川良司、文書と題義軸(報告要旨) ...

杉本一樹、討論のまとめ: 鎌野和己・今津勝紀

業報

価格 五百円 送料六〇円

一九七七年以前出土の木簡 (二〇)

奈良・平城宮跡

（へいじょうきゆう）

もの一二三點（うち削層一点）を紹介する。

SD三七一五は、平城宮の第一次大規模改修、中央区朝堂院の東方を南北に流れる基幹排水路で、本調査では南北約三〇m分検出した。

- これまでに、第四一次・第一〇二次・第一二次・第一三六次・第一四〇次・第一五七次・第一五七次補足・第一七一次の各調査でも、木簡が出土している（本誌第一・四・五・七・八・一〇号。第一〇二次は本誌未報告）。奈良時代前半以降奈良時代を通じて存続するが、二期の改修が行なわれ、埋土は上層・中層・下層に大別される。下層の出土木簡には待龜年間から天平初年までの年紀があり、上層の出土木簡には、奈良時代末から平安時代初期までのものが含まれる。

- SD三七一五は、溝に付設する一辺約四mの不整形を呈する壠状遺構で、杭列やそれに落ち込んだ板材の一部とともに、木簡が出土した。SX八四一一下層には、溝SD三七一五下層の暗灰色粘土が堆積しており、両者から出土した木簡は、出土層位や内容的にみて、一連の木簡と判断できる。
- SX八四一九は、SD三七一五に東から注ぐ東西溝SD八四一九から五点（うち削層二点）、計一六三点（うち削層四四点）出土した。今回は、代表的な二点、計一六三点（うち削層四四点）出土した。今回も、代表的な二点、計一六三点（うち削層四四点）出土した。

SD三七一五・S X八四一

- (1) 「進上瓦三百七十枚女瓦百六十枚
鑑瓦七十二枚 宇瓦百卅八枚 功番七人十六人各十枚 廿三人各六枚」
- 「付革屋石敷 神龜六年四月十日穴太□
主典下道朝臣向司家」
- (2) 「式部省召 中務省 右大舎人寮 陰陽寮 内薦司 右省」
- 「閏□月十六日 〔三九〕 188×(25)×4 081
- (3) 「□□ 里土作高殿料短枚術一枝 □ (261)×(22)×4 081」
- (4) 「造東高殿飛脚工□□ (121)×(33)×3 081」
- (5) 「西高殿四人 □□ (137)×11×6 081」
- (6) 「申木屋司御前 112×23×2 011」
- (7) 「村 〔引坐カ〕 麻呂小斗四村□引坐 (258)×(9)×3 081」
- (8) 「神龜三年四月六日土師宿祢『老』」 (161)×(20)×3 081

(9)	×敷都青辺里庸米六斗□委 天平二年十一月	112×29×4 081
(10)	「上絶三相模十八人能登一人」 「合廿三人」	189×44×4 011
(11)	郷赤揚米六斗 ^{〔五斗〕}	188×22×7 069
(12)	SD八四一九	200×10×2 061
(13)	元年正月	172×25×2 061

(1)は瓦三七〇枚を運上した際の送り状。女瓦は平瓦、字瓦は軒平瓦、建瓦は軒丸瓦を指す。他にも「進上女瓦」^{〔手付〕}「瓦雷松」^{〔車一両〕}（平城木簡概報「一」）など、瓦の運上にかかる木簡が出土している。(2)は中務省などの官司に宛てた式部省の召文。閏三月は当該期に四回あるが、其伴する遺物からすると、天平五年（七三三）の可能性が高い。(3)～(5)にみえる「高殿」「東高殿」「西高殿」は、第一次大極殿院南面基壇回廊に付設された東西櫻と考えられ、出土した造営関連木簡もこれと関わるものか。(6)は「某御前」の書式をとる木屋司宛の上申文書の削屑。木屋司は泉木津に置かれた材木の集積管理所。(7)は建築部材の調達に関する木簡。(8)は若狭国遠敷郡青郷（和名抄）の若狭國大飯郡阿遠郷からの庸米の荷札。(9)は上総など四カ国からの人夫の数を記した木簡。(10)は赤揚米の木簡。なお、第九七次調査においてSD三七一五から出土した紀年木簡は、神亀三年（七二六）から天平五年までであり、この頃、高殿（東西櫻）が付設されたことを示すと思われる。

9 関係文献

奈良国立文化財研究所「平城宮発掘調査出土木簡概報」一（一九七七年）

同「奈良国立文化財研究所年報一九七七」（一九七七年）
同「昭和五一年度平城宮跡発掘調査部発掘調査概報」（一九七七年）
(山本 勝)

木簡学会会則

- 第一条 本会は木簡学会と称する。
- 第二条 本会の事務所は奈良県内に置く。
- 第三条 本会は木簡に関する情報を蒐集・整理し、木簡そのものについての研究・保存を推進するとともに、その成果の普及をはかり、史料としての活用に資することを目的とする。
- 第四条 本会は前条の目的を達成するため、つきの事業を行なう。
- 1 木簡に関する情報の蒐集および整理
 - 2 研究集会の開催
 - 3 会誌「木簡研究」その他の刊行
 - 4 発掘調査組織、その他関連する学会・機関との連絡および協力
 - 5 その他前条の目的を達成するために必要な事業
- 第五条 木簡の調査・研究に従事し、本会の趣旨に賛同する個人および団体は会員になることができる。
- 二 本会に入会しようとする場合は、会員二名の推薦を必要とし、委員会の承認を得なければならない。ただし団体については、会員の推薦は必要としない。
- 三 会員は所定の会費を納入しなければならない。会費の額は総会において決定する。
- 四 会員は総会における議決権を有し、会誌の配布をうけ、その他前条の事業に参加することができる。
- 五 会員に本会の目的の遂行をさまたげる行為のあった場合には、委員会はこれを除名することができる。
- 第六条 本会は次の役員をおくる。
- 1 会長一名
 - 2 副会長二名
 - 3 委員若干名
 - 4 監事二名
 - 5 評議員若干名
- 第七条 委員・監事および評議員は総会において選出され、任期は二年とする。ただし再任はさまたげない。
- 二 委員は委員会を組織し、会則にもとづき会務を処理する。
- 三 会長および副会長は、委員会の互選による。会長は本会を代表し、会務を統括する。副会長は会長を補佐する。
- 四 監事は会計および会務の執行を監査する。
- 五 評議員は会務運営についての助言を行なう。
- 第六条 本会は毎年一回総会を開く。
- 第七条 本会の経費は会費および寄付金等をもつてあって、総会において会計報告を行なうものとする。
- 第八条 この会則の変更は総会において議決するものとする。
- 第九条 第十条 委員会は会務運営のため、幹事若干名を委嘱し、また細則を定めることができる。
- (一九七九年三月三十一日制定、一九九五年十一月一日改正、二〇〇四年十一月四日改正)

彙 報

第二回総会及び研究集会

木簡学会第二回総会及び研究集会は、二〇〇七年二月一・二日、奈良文化財研究所平城宮跡資料館講堂・小講堂において、一六名の参加者（一五六名、二团体、会員外八名）を得て開催された。

中でも、二〇〇七年一月に発足した韓国木簡学会の朱甫敬会長の招聘が実現し、尹善泰總務理事とともに参加されたことが特筆される。会場には、平城宮跡出土木簡・西大寺食堂跡出土木簡・旧大乘院庭園出土木簡。藤原京跡出土木簡・石碑遺跡出土木簡（以上、奈良文化財研究所）、平城京跡出土木簡（奈良市教育委員会）、安倍寺跡出土木簡（鞍馬市教育委員会）、滋賀県坂津港遺跡出土木簡（助賀賀県文化財保護協会）、新潟県延命寺遺跡出土木簡（助新潟県埋蔵文化財調査事業団）などが展示された。

△二〇〇七年二月一日（土）一三時～一七時半

第二回総会（議長 中村順昭氏）

柴原水遠男会長の開会挨拶のあと、韓国木簡学会の朱甫敬会長と尹善泰總務理事の紹介があり、引き続い議長を選出して以下の報告が行なわれた。

会務報告（渡辺晃宏委員）

会員の状況（個人会員三四一、団体会員三团体、海外会員六名、二〇〇八年度新入会員八名）、会員サービス、名簿の作成、三〇周年記念事業、次期特別研究集会などについて報告があった。

編集報告（土橋誠委員）

「木簡研究」二九号の編集について報告があり、額面を五〇〇円とする提案が行なわれた。

会計・監査報告（吉川聰委員・西山良平監事）

吉川聰委員より二〇〇六年度の会計（一般会計及び特別会計）の決算報告があり、これについて西山良平監事より、会計処理が適切に行なわれている旨の監査結果が報告された。合わせて、会費収入は順調だが会誌販売に工夫が必要なこと、会議費の未執行が多いこと、基金・繰越金の位置付けを整理すべきことなどの指摘があった。引き続き、吉川聰委員から、二〇〇七年度予算案が提示された。

以上の案件は、すべて原案通り承認された。

研究集会

報告（司会 鈴木景一委員）

韓国木簡学会の出帆と展望

韓国木簡学会会長 朱 甫敬氏

歌木簡の実態とその機能

柴原水遠男氏

荷札と荷物の語るもの

馬場 基氏

朱会長の報告は、韓国木簡学会の発足と研究の現状についてのこ

挨拶を兼ねた報告で、今後の積極的な学術交流の推進を確認し合うことができた。

柴原氏の報告は、歌を書くために専用に作られた木簡の存在を各地出土の木簡から考証するもの、また馬場氏の報告は、荷札木簡の機能をその使用方法に則して総合的に考察したもので、いずれも本号に論考を頂戴することができた。

◇一〇〇七年一二月一日(日)九時半—五時

研究集会

報告(司会 櫻木謙周委員)

一〇〇七年全国出土の木簡

山本 崇氏

滋賀県坂津港遺跡の調査と起請文札

濱 修氏・大橋信弥氏

延命寺遺跡の調査と木簡

田中一穂氏

山本氏の報告は、一〇〇七年に全国で出土が報告された木簡を紹介するもので、八〇件の遺跡を取り上げた。その多くは、報文として本誌に掲載することができた。

濱氏・大橋氏の報告は、神社とみられる遺構から出土した、起請文の原形ともいえる院政期から鎌倉初期にかけての全く類例のない木簡—起請文札—についての紹介、田中氏の報告は、天平七年の年紀を持つ売券木簡を中心事例の紹介である。いずれも、本号に報文を掲載することができた。

全体討論(司会 寺崎保祐委員)

討論に先立ち、木簡を展示させていただいた安倍寺跡第一〇次発掘調査の概要について、桜井市教育委員会の木場佳子氏による説明を行なった。また石碑遺跡出土木簡について市大樹氏から補足コメントがあった。引き続き二日間の報告内容についてさまざまな観点から活発な質疑・討論が行なわれ、館野和己副会長の挨拶で閉会した。

委員会・役員会報告

◇一〇〇七年一二月一日(土)一〇時半—二時

於奈良文化財研究所小講堂

総会・研究集会に先立ち、まず委員会を開催した。土橋誠委員から会誌第二九号の編集経過についての報告があり、頃備の検討を行なった。また、諸会務と会員外参加者についての報告があり、了承された。

引き続き一時より、一〇〇七年度役員会を開催した。総会・研究集会の内容、会誌第二九号の編集、会務、会計、三〇周年記念研究集会・シンポジウム、次期特別研究集会について報告があり、評議員の方々から、ご意見をたまわった。

◇一〇〇八年六月二六日(木)一四時半—七時

於奈良文化財研究所小講堂

以下の案件について、報告・討議を行なった。

1会務について。会員の異動、常任委員会などの開催、名簿の作成など。2入会審査。新入会申込者についての報告があり、審査を

行なつた。3次期特別研究集会について。二〇一〇年九月三日（金）・四日（土）に東北歴史博物館において開催する旨報告があつた。4会計報告。二〇〇六年度の決算報告と監査報告があり、承認された。5「木簡研究」第三〇号の編集について。編集体制と編集状況について報告があつた。6第三〇回総会・研究集会について。日程及び内容について検討した。7三〇周年記念事業。二〇〇九年の第三一回研究集会（二〇〇九年一二月五日（土）・六日（日））の二日目の午後に、一般向けの記念シンポジウムを実施することが了承され（下記会告参照）、実行委員会を組織して内容を検討することになった。8その他。

◇二〇〇八年一〇月一七日（月）一四時～一七時

於奈良文化財研究所小講堂

以下の案件について、報告・討議を行なつた。

1会務について。会員の異動、常任委員会などの開催。また、名簿の作成の遅延についての報告があり、次年度の刊行をとすることが了承された。2入会審査。第一回委員会に引き続き新入会申込者一〇名についての審査を行い、個人会員九名、海外会員一名の入会が認められた。3会計報告。二〇〇七年度の中間報告があり、二〇〇九年度予算案の検討を行なつた。4「木簡研究」第三〇号の編集について。編集状況について報告があつた。バックナンバーの在庫過剰に対処するため、今後から印刷部数を減らすことが了承された。

また、在庫削減の方策についても検討した。5第三〇回総会・研究集会について。二月に開催する本年度の総会・研究集会の内容について検討し、実施要項を決定した。6三〇周年記念事業。実行委員会から内容についての提案があり、了承された。7次期特別研究集会について。年度明け準備に取りかかる旨報告があつた。8その他。役員改選や日本史以外の会員の勧誘について議論した。

（渡辺晃宏）

PROCEEDINGS OF THE JAPANESE SOCIETY
FOR THE STUDY
OF WOODEN DOCUMENTS

NO. 30 2008

Contents

Foreword: Reflections on the Publication of Volume 30 of <i>Proceedings of the Japanese Society for the Study of Wooden Documents</i>	IWAMOTO Jirō..... i
Contents	iii
Legend	vii
Wooden Writing Tablets Recovered in 2007	1
Outline	FURUOYA Tomohiro..... 1
Explanatory Notes	7
Nara Prefecture: Nara Capital Site; Nara Palace Site; Ishigami Site; Abedera Temple Site; Ônaka Site; Hachiôji Shrine	
Kyoto Prefecture: Nanbano Site; Block 10, East Fourth Ward on Third Street, Heian Capital (Karasuma Oike Site); Blocks 1-4, West First Ward on Fifth Street; Toba Detached Palace Site	
Osaka Prefecture: Tamakushi Site	
Hyôgo Prefecture: Yokka Sector, Yamanosatoshoku Site	
Mie Prefecture: Shichi Minamura Site	
Aichi Prefecture: Tatemitsukuradori Site; Fujimichô Site; Hiratechô Site; Imachô Site; Sôsaku Site	
Shizuoka Prefecture: Sunpu Castle Site; Keisei Site	
Tokyo Prefecture: Shiodome Site; Owari Domain's Kamiyashiki Residence Site; Asakusa Nagasumichô Site	
Shiga Prefecture: Kaidô Site; Tehara Site; Yahatahigashi Site; Shiotrukô Site; Kokuryô Site; Sekinotsu Site	
Gifu Prefecture: Urahata Site	

Nagano Prefecture: Higashijō Site	
Gunma Prefecture: Kamigō Okanohara Site	
Tochigi Prefecture: Ashikaga School Site; Kabasakidera Temple Site	
Miyagi Prefecture: Sendai Castle Site; Dōnokuchi Site	
Yamagata Prefecture: Umenokimae 1 Site; Hattori Site	
Akita Prefecture: Furukawa Horibatamachi Site; Nakadobashi Sector, Kubota Castle Site; Kubota Castle Site; Iwakuradate Site; Minato Castle Site; Domain School Meitokukan Site	
Fukui Prefecture: Fukui Castle Site; Fuchū Ishida Site	
Ishikawa Prefecture: Sanjamachi Site; Morigakko Site	
Niigata Prefecture: Okinoha Site; Enmeiji Site; Gotanda Site; Zennamininami Site; Tabuse Yamazaki Site; Ogakuchi Site (1); Ogakuchi Site (2); Kubota Site; Katagi Site; Niigatamachi Early Modern Town Site (Hirokōjibori Location)	
Tottori Prefecture: Ōdani Site; Yonago Castle Site (No. 6); Zanmochi Site (Sectors II-III); Zanmochi Site; Tsukiyama Site	
Okayama Prefecture: Minami Mizote Site	
Hiroshima Prefecture: Hiroshima Castle Site; Hiroshima Castle Outer Moat Site	
Yamaguchi Prefecture: Hagi Castle Site (Outer Moat Precinct); Shimo Migita Site	
Fukuoka Prefecture: Muromachi Site; Kokura Castle Site; Daimon Site; Kokura Castle Sakuramachiguchi Gate Site; Otemachi Site (Kokura Castle Outer Moat Site); Kurosaki Castle Site (Sector 7); Kyōguma Samurai Residence Site; Yakabemachi Residence Site	
Miyazaki Prefecture: Soi No. 2 Site	
Wooden Documents Recovered before 1977 (30)	191
Nara Prefecture: Nara Palace Site	
Revisions and Additions (11).....	194
Kyoto Prefecture: West Third Ward on Sixth Street, Heian Capital Site (No. 24)	
Shizuoka Prefecture: Iba Site (No. 1)	
Niigata Prefecture: Komakubigata Site (No. 29)	
Shimane Prefecture: Aoki Site (Nos. 25, 26)	
Oita Prefecture: Iizuka Site (Nos. 22, 24)	
Articles	
The Launching and Future Prospects of the Korean Society for the Study of Wooden Documents	JU Bo-Don, Society President.....225
What Baggage and Baggage Tags Reveal.....	BABA Hajime.....233
Poetry-bearing Wooden Documents (<i>Uta mokkan</i>): Their Conditions and Functions	SAKAEHARA Towao.....265
Bulletins.....	313
Indexes of <i>Proceedings of the Japanese Society for the Study of Wooden Documents</i> , Vols. 26-30.....	316

Reports Made at the Regular Congresses (20 th -29 th) and Special Congresses (Tajima, Kyushu) of the Society	335
Editor's Notes	SAGIMORI Hiroyuki..... 338
Columns	
A Re-Examination of Wooden Tablets and the Development of Local Society	IWAMOTO Jirō..... 45
Tags Attached to, and Paper Sheets Contained in, Straw Bags ..SUZUKI Keiji..... 70	
Reasons for a Hundred-Year Delay	BABA Hajime..... 77
Impressions Concerning Variant Forms of Chinese Characters .. BABA Hajime..... 92	
	HASHIMOTO Shigeru..... 132
Illustrations	
PL 1 Wooden Documents Recovered from the Ishigami Site	
PL 2 Wooden Documents Recovered from the Tehara Site	
PL 3 Wooden Documents Recovered from the Keisei Site	

Published by
**THE JAPANESE SOCIETY
 FOR THE STUDY OF WOODEN DOCUMENTS**

木簡研究 第三〇号

二〇〇八年一月二十日 印刷

二〇〇八年一月二八日 発行

〒630-8577 奈良市三条町二丁目九番一号
奈良文化財研究所

編集発行

木 簡 學 会

史料研究室 気付

会長

榮原

永遠

男

TEL (0743) 310-16837

E-mail mokkan@nabunken.go.jp

〒600-8475 京都市下京区油小路仏光寺上ル

印 刷 真 理 社

印 刷

真 理

TEL (0743) 351-1603四社

ISSN 0912-2060

